

第二十三回 参議院地方行政委員会會議録第六号

昭和三十年十二月十二日(月曜日)午前十一時二十二分開会

委員の異動

本日委員白波瀬米吉君及び西郷吉之助君辞任につき、その補欠として佐野廣君及び斎藤昇君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 松岡 平市君
理事 石村 幸作君
伊能 芳雄君
森下 政一君
小林 武治君

委員

小橋 治和君
佐野 廣君
斎藤 昇君
高橋進太郎君
安井 謙君
加瀬 完君
松澤 兼人君
森崎 隆君
後藤 文夫君
岸 良一君
館 哲二君
鈴木 一君

國務大臣 太田 正孝君
國務大臣 早川 崇君
自治政務次官 鈴木 俊一君
自治庁次長 後藤 博君
自治庁長官 秀夫君
自治庁選挙部長 兼子

事務局側

常任委員 福永与一郎君
専門委員 柴田 護君

説明員

自治庁財政課長 友末 洋治君

参考人

地方財政確立
対策協議会代
表茨城県知事 岡田 徳輔君
地方財政確立
対策協議会代
表埼玉県蔵町
議会議長 岡田 徳輔君

本日の会議に付した案件

○昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)(第二十二回国会継続)

○公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(松岡平市君) それではただいまより地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動がありましたので御報告申し上げます。

本日委員白波瀬米吉君、同じく西郷吉之助君が辞任されました。新しく委員として佐野廣君並びに斎藤昇君が選任されました。御報告申し上げます。

○委員長(松岡平市君) まず昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案を議題といたします。

本案につきましては御承知の通り本会議におきましてすでに提案理由の説明を聴取いたしております。当委員会といたしましては説明せられた提案理由をさらに聞く必要はないと存じますが、本案の詳細について本会議で提案理由の説明をされた部分外の説明を聴取したいと思ひます。そしてそれからあと質疑に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより政府委員から詳細な説明を聴取いたします。政府からは後藤政府委員が出席いたしております。

○政府委員(後藤博君) 昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案の補足の説明をいたしたいと思います。

お手元に法律がございします。参考資料があることと存じますが、便宜参考資料によつて御説明いたしたいと思ひます。法律の第一条と第二条をらんになりますと非常に条文がむずかしくできております。これは簡単に申しますと、数字を条文にしてありますので非常に読みにくい条文になっております。従つてお手元の参考資料、三枚か四枚繰りかえりの参考資料がございします。

まず一番最初に、一に昭和三十年年度一般財源配分要領というのがございします。そこで御説明申し上げますが、本年度の国から地方に交付される一般財

源として、地方交付税と、それから臨時地方財政特別交付金、それからたばこ専売特別地方交付金と、三つの種類のものがあるわけでありまして、今までございましたのは地方交付税と先ほどのたばこ専売特別地方交付金であります。地方交付税は千三百七十四億とございします。このうちでもうすでに千三百五億分けております。普通交付税として分けております。その上に新しく臨時地方財政特別交付金百六十億の金が今度出ることになります。それからたばこの配付金が四十五億と書いてあります。これは四十四億七千万円でありまして、これは特別交付税として出すというつもりでわれわれおつたのであります。

この三種のものの計が千五百七十九億になります。これを全部、今度出ます百六十億を合わせまして交付税の例によつて配る、こういう建前になつておりますので、この三者の合計の九十二億相当額千四百五十二億というものを普通交付税の交付方式によつて配り、八分相当額の百二十六億を特別交付税の交付方式によつて配分するものとします。従つて今年度におけるこれらの三者の配分は、計算上は三者の合計額千五百七十九億四について交付税の交付方式によつて配分するのと同様に、支出金別に見ますと、この下の方に参考表がございします。一番下の現行法による、これが現在の、今までの百六十億を足す前の方式であります。

これは交付税千三百七十四億と、たばこ配付金の四十五億と合わせました千四百十九億というものを九十二億と八分とに分けております。従つて現行法によりまして、交付税が二つに分かれます。普通交付税の千三百五億と、それから六十九億とに分かれます。六十九億が特別交付税の方に入つて参ります。それで特別交付税の六十九億と、たばこ配付金の四十五億を合わせましたものが、従来のいわゆる特別交付金に当るものであります。ところが百六十億が参りますので非常に計算がややこしくなります。従つてもう一度計算のやり直しをする必要がございします。それで一応この交付税の総額は上の方の特別法による場合であります。千三百七十四億は普通交付税の方に入ります。まづ百六十億を合わせ、千四百十九億にきめたのであります。それからたばこの配付金の四十五億は、これは二つにするわけに参りませんので、これは全部特別交付税の方に入ります。その間に百六十億の今度の特別交付金が入るわけでありまして、ところが全体の九十二億が普通の交付税の例によつて配ることになっておりますので、百六十億が二つに割れるわけでありまして、七十八億が交付税の普通交付金に当る部分であります。それから八十二億が特別交付税になります。八十二億の特別交付金とたばこの四十五億を合わせまして約百二十七億になります。この分が特別交付税として二月に配る、こういうことになるのであります。従つ

てもう一度計算のやり直しをして、現在配つております千三百五億は特別交付税の六十九億分と七十八億分とを足して配らなければなりません。その足して配る方式がこの法律の第一条と第二条にございます。法律の第一条は、特別交付金のこの方式に分けるということ、今度の百六十億を二つに分けるというのが法律の第一条の三項の規定でございます。非常にややこしい規定になっております。このカッコの中に非常にややこしいことがまたあるのでございますが、これは財源不足額とそれから交付税の額とが合わない場合、まあ合わないということは今度はないのでありますが、合わない場合第二條の規定を入れております。それから第二條の規定が先ほど申しました普通交付税の総額をもう全部普通交付税にする。それから百六十億分のうち七十八億分と八十二億分に二つに分かれる、これを規定したものでございます。その上にございしますように、地方交付税の金額は普通交付税方式によって配る。それから臨時地方財政特別交付金というの、一部普通交付税配分方式で配る、この分が七十八億、それから一部は特別交付税の方式で八十二億配る。たばこの専売益金は全部特別交付税方式で配る、こういうことになっていますのでございます。

第二ページは、単位費用改訂の要領でございます。基本方針は、各経費を通じて、主として投資的経費の算入額を是正することとし、給与費等の消費的経費については、原則として変更しないものとすること。これはなぜかというところをしたらと申し上げますと、今までの交付税の単位費用のうちで、

義務教育の関係と警察、それから災害の三つのものは、大体まあ財政需要額というの、決算を中心にしてみますと九五割くらい見ております。従つて主としてこの内容は人件費でございますが、災害は別でございまして、警察とか義務教育は人件費でございまして、それは大体よく見ておりますので、従来の単位費用の中で見ておりました。従来投資的経費、土木だとか、農林関係の失対だとか、それから農業、林野、水産等の投資的経費につきましましては、従来不十分であるという声が地方団体の中にございまして、これをどういふ機会に一度直した計算をいたしまして、配分をいたしたいと考へたのでございます。主要な改訂事項はそこに五つばかり並べております。第一は耐用年数の短縮に伴う改訂、各経費を通じて、庁舎、学校等の単位費用の積算に当り、減価償却費を算入する方法によつて算入するもの、すなわち再建設価格を耐用年数で除して一年当りの額を算入しているものについて、耐用年数を短縮することにより増額すること。これは維持修繕費を見ま

さいますように、橋でありますれば、二十年ごとに書きかえをしたものが十五年に短縮をいたしております。それから学校で申しますと、高等学校のところでございまして、校舎の耐用年数を三十二年にしておりましたのを二十七年、五年間短縮いたしました。それだけ額が多くなります。小学校もやはり同様でございます。そういうふうにして耐耐用年数を短かくするといふ計算をいたしまして、その需要額を出していくという方式をとつておるのでございます。木造庁舎三十五年を三十年、木造校舎三十二年を二十七年、こういうふうな方式で出してあります。

それから次の道路、橋梁、河川、都市計画費、その他の土木費、面積分（砂防費）等土木費につき、砂利単価の是正、工事施行分算入不足の是正等によつて増額する。砂利の単価を、たとえば府県でございまして、改良分について一立方メートル九百円でありましたものを千二百円に、それから維持修繕分の六百五十二円であったものを七百十円、こういう格好でもつて直してあります。そういう格好で砂利単価の是正、それから工事施行分算入不足の是正をいたしました。

第三は、失業対策事業費につきまして、失業者吸収率を是正することによつて増加いたしております。これは失業者の失対事業についての吸収率を三割五分だけ引き上げておまして、従来六百人であったものを八百人くらいにいたしております。それから農業行政費（土地改良、耕地増進等）林野行政費（治山事業等）水産行政費（漁業取締等）について事業

量の算入不足を是正することにより増額する。これは従来農業行政費は、たとえば農業行政費と申しますのは、耕地面積と、農業者の数でやつておりまして、耕地面積でもつて見込みますものと、それから農業者の数で財政需要を出しておりますものとをそれぞれ分けておつたのであります。その分けておりましたものを、それぞれにつきまして、たとえば土地改良事業において見込んでおりましたものを、それを下げて行く、耕地増進でありますれば、事業量を増加する。そういう格好でやる、また農業者の数でやつておりました財政需要の場合には、農業者の数で見ることが不合理なものにつきましては、面積で見に行くというような格好、たとえば植物の防疫費でありますとか、農事試験場の費用、農地調整の費用、そういうものを半分開くいは従来は農業者の数で見えておまして、そういうものを今度は耕地面積で見えていくというような格好にいたしたのであります。林野行政費についてもやはり同じような格好でやつております。

一番最後に道府県分その他の諸費中恩給費の算入不足を是正することにより増額する。恩給費が従来足りないので、恩給費を是正いたします。恩給費の総額は約二百億でございます。そのうち従来財政分で見えておりましたのは百六十億でございます。今度四十億に財政計画を直しております。それに伴ひまして単位費用を全部是正をいたしております。各種目別の単位費用の改訂の積算の基礎は、お手元に府県と市町村に分けまして、主要の改訂事項は次の

ページに並べてございます。投資的経費の財政需要はこれで十分とは申されませんが、従来から申しますとだいぶ直したつもりでおります。そういう前の単位費用の改訂をこの法律で行なつて配分したいと存じます。配分いたしました結果まだ市町村分がはつきり計算ができておりませんが、府県分は大體九十八億四千万の財政需要が出ておるつもりでございます。市町村分は四十二、三億くらいは足りないかと思つております。計算の関係がございしますので五、六億は、やはり計算が超過しないように一応リザーブを持っております。もしもこれが余りますればこれは特別交付税の方に振りかへて、特別交付税の中で操作する、こういうことにはいたしたいと考へております。

大體以上で簡単に特別措置法の内容を御説明申し上げた次第であります。

○伊能英雄君 今の主要改訂事項の1から5までありますね、その1から5までの各項目ごとの大體の数字はわかっていますか。

○政府委員（後藤博君） わかります。増額ですか、主要改訂ですか。

○伊能英雄君 主要改訂の1から5まで、大體の額ですね。

○政府委員（後藤博君） はい、申し上げます。

大きなものだけ申し上げます。都道府県分の単位費用の増額改訂いたしました財政需要額の計を申し上げます。土木費で十六億ばかりふえております、財政需要が土木費関係で……道路、橋梁を分けましようか。

○伊能英雄君 どうですか、1からやつてもらったら、1から5まであるのですから。

大體以上で簡単に特別措置法の内容を御説明申し上げた次第であります。

○伊能英雄君 今の主要改訂事項の1から5までありますね、その1から5までの各項目ごとの大體の数字はわかっていますか。

○政府委員（後藤博君） わかります。増額ですか、主要改訂ですか。

○伊能英雄君 主要改訂の1から5まで、大體の額ですね。

○政府委員（後藤博君） はい、申し上げます。

○政府委員(後藤博君) そりい計算をするのですが、大きなものだけ申し上げますと、土木費が十六億ばかり財政需要がふえております。そのうちで道路費が三億、それから橋梁が一億一千万、河川が五億五千万、港湾が二億一千万、その他の土木費で三億九千万。

それから教育費はこれは恩給だけでありますが、十三億であります、十三億一千万。これは小学校が四億七千万、中学校が三億二千万、高等学校は五億一千万。それから厚生労働費で四億八千万。

それから産業経済費で三十四億二千万、そのうち農業関係が二十三億であります。林業が八億、水産が約三億。

○伊能嘉雄君 合計幾らですか、もう一回。

○政府委員(後藤博君) 三十四億二千万です。それからその他の経費が九億六千万。で、府県の合計が七十八億。そのほかに普通交付税を配りまして、場合に、財源不足額とそれから交付税の、普通交付税の額とが合っております。これは去年ほど大きくないのであります。四十四、五億の調整をやっております。その調整分のうち府県分が二十七億でございます。従ってその二十七億分はその調整をしない状態になりますので、さらにまあ七十八億に二十七億足さなければなりません。で、交付団体分には先ほど申しましたように九十八億八千万であります。約九十九億ぐらい行くというようになります。それから市町村であります。市町村は土木費が七億四千万、このうち道路が二億であります。

それから橋梁が約一億であります。それから港湾が二億三千万、その他土木が約二億。それから教育費、これは教育費は二十二億五千万、小学校が約十五億七千万、中学校が五億八千万、高等学校が四千万、五億八千万、それから厚生労働費が七億八千万、これはほとんど失対、失業関係であります。それからその他で三千万ばかりであります。で、三十八億ぐらいになります。総計……で、先ほど申しました調整額がやはり十六億でございますので、合せて四十三億ぐらいになると思います。

○石村幸作君 調整額は幾らですか。

○政府委員(後藤博君) 十七億です。合せて四十三億ぐらいになります。三十八億は総額で、ちよつとふえるかと思ひます。三十八億のこの需要額のうち、交付団体分が二十五億でございます。ですから二十五億と十七億と足して四十二億、従って府県と市町村と合せて配付しますものが百四十一億ばかりでございます。あと少し数億リザーブを持っておりまして、正確に申しますと交付税に百六十億から回りますものが十二億ばかりでございますので、少しリザーブを取っておるわけでありませう。

○高橋進太郎君 後藤さん、資料として単位費用、今度は譲つたのですが、条文にもございまして、もとの単位費用と今度の単位費用との比較表のようなものを作っていたのだかと思ひます。

○政府委員(後藤博君) それはくつついてございます。それは法律の参考資料がございまして。法律の参照条文というのがございまして。法律とくつついておるのです。その法律の参照条文のところに上の欄と下の欄と二つの欄を作りまして比較しておるわけですが、改正と現行を……。

○加瀬亮君 財政部長にお願いをしたいのですが、今御説明になった分を印刷して御配付いただければお願いしたいと思ひます。

○委員(松岡平市君) ちよつと……、御配付になりますか。

○政府委員(後藤博君) はい。

○委員(松岡平市君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員(松岡平市君) 速記を起して。

○加瀬亮君 ただいま御説明をいただきました主要改訂事項について伺いたすので、原則として給与費等消費的経費は変更をしないという建前をとっておりますが、原則としてというものは何か変更してある面もあるわけですか。

○政府委員(後藤博君) 給与費のうちで恩給部分だけをやっております。従って投資的経費全額をもつていきいたのでありますけれども、恩給費はさらに義務的な経費ではございまして、これをまず消費的経費のうちから取りましてこれを補てんして、その残りを全額もつていく、こういうことであります。

○加瀬亮君 次に今の御説明の中で義務教育費、警察費、災害関係費ですが、これらを主として何か九二%と見たというより、説明がありましたが、その点をもう少し詳しく前と比較してお話した方がいいと思ひます。現在の率を比較してちよつと御説明いただきました、それが一点。もう一つ、耐用年数の短縮に伴う改訂をいたしたわけですが、これは具体的に坪数、単価として今認められている額にどれだけプラスするといふうな形になっているのですか。その点を具体的な例をあげて御説明いただきたい。

○政府委員(後藤博君) 義務教育、警察、災害関係は従来の単位費用で割合他の経費よりよく見ておるわけでありませう。その見ておる額が大体財政需要の——これはもちろん最近の決算ではございませうけれども、二十五年度の決算を中心に見ますと、大体九五%ないし九七%、これは標準団体で申し上げておるのであります。標準団体、府県で申しますと百七十万の団体の予算を作つて、それを基礎にして単位費用をはじいておるわけですが、予算額から特定財源を引きましてその残ったものを数値で割つておるわけでありませう。たとえば警察費でありませうれば警察官の数が割るわけですね。そして単位費用というものを算出してあります。出しますときに、もとの財政需要を見ますときに標準団体における経費の大体警察にしますと九五%ぐらい、それから義務教育は九六、七%見ておるわけでございます。災害はこれは単位費用のきめ方からして災害費は大体全額見るようになっております。そういふふうに見ております。で、その他の経費を非常に圧迫するわけです。従つて投資的経費は五〇%ないし六〇%ぐらいしか見ていないものがたくさんございまして、それをこの際上げようという趣旨であります。

それから第二点の耐用年数でありませう、これは学校で申し上げますと、三十二年の計算を二十七、七、それから庁舎でありますと三十五年を三十年、橋でありますと木造の橋を二十年を十五年にする、これは単位費用をきめませう場合、単位費用のものと合つて、一体ます財政需要を見ます場合に、一維持管理費というものをどういふ計算で見るといふ問題でございませう。橋梁なら橋梁で見ますと、維持管理に要する費用というものが二十年なら二十年で償却するといふ格好で毎年きいておるわけですね。別な言葉で言えども二十年目にかかえする、こういふ計算で入れておるわけですね。従つて二十年といふものと、それから実際事業をやりますと、一般財源を一部持ち出す、一部は起債でやるわけですね。起債の年限と合つていないんじゃないか、起債は十二、三年から十五年ぐらいが多いのであります。そうしますと実際は起債の方の償還が始まりますから、二十年の見方が低くいんじゃないかというところを各団体で言つておるわけでありませう。起債の方まで合せるということになつて参りますと、これは少し行き過ぎになつて参ります。そこまで行かないところで適当な年限をきめなければならぬということではございませう。それを短かくすることによって投資的経費の見方がよくなつていくということになるのであります。で、もちろん起債ばかりやる団体はございませう、起債をやらぬで自己財源でやる場合もございませう。従つてまあ十五年ぐらいが適当じゃないかというところからあります。学校も少し長過ぎるからそれを短くしよう、他の〇・九坪と

か、それから二万七千円というものはやはりそのままで。そこまでいって参りますとやはり他の制度に影響がありますから、ただ一番いじりやすい年限の方をいじつていい、こういうことにしておきます。そうしないと多少意思が加わって来ますので、それらは国の方針が改訂されれば単位費用はいじつていい、こういうことにしておきます。

○高橋進太郎君 後藤さんにお伺いしたいのですが、今度基礎になった百六十億、言いかえれば二百億の民間財政需要の不足額の根拠になったのと、今度のこの単位費用を直したそれとの関係はどういうことになりましたか。言いかえれば二百億というものは、こういうようなところで見方が、国のあれが少いからこうだといういろいろな原因がある。その見方と、この単位費用、おそろくそれに合せたと思うのですけれども、それらとの調整なり、それらとの関係においての単位費用の改訂についてお伺いしたいのですが。

○政府委員(後藤博君) 御存じの通り地方制度調査会におきましては二百億の財源不足というものを算出される場合に、直接の測定の方法をとらないで間接の測定の方法をとったわけであり。交付税率二二%をきめました当時と、それ以後に起った、つまり錯誤を是正するという建前で二百億という数字を出したのであります。現実の地方団体の予算の上ではそれがどういふ格好で現われておるか申しますと、節約の方法で現われておりまして、従つて特に義務的な経費は支出せざるを得ませんから、それは精一ぱい見

る。結局人件費以外のものが圧縮され

た格好になっておるのであります。その圧縮されたものをやはり見ていくという格好にすべきじゃないか、かように考えましてその節約されておる部分を補てんをしていくというのを考えたいわけでありまして。簡単に申しますと、地方団体の現在の状態を見ておきますと、人件費のウェイトが大きいために予算の大部分は人件費に食われておる。従つて投資的経費に回す一般財源がない。その一般財源がないためにことは赤字になりそう。全団体赤字になりそう。そこを埋めて参ります建前でありまして、やはり投資的経費の足りない部分を貸してやつて、そうして一般財源の不足を補つていくという建前をとるのが至当だと考えたのであります。

○高橋進太郎君 もう一つ、今度の財政措置によつて、百六十億というものが大体できるのですが、そのうち交付団体の部分と、不交付団体の部分と、それらを大ざっぱに分けて、どういふふうなあんばいになりますか。

○政府委員(後藤博君) 百六十億は大部分交付団体に参ります。ただ府県は、不交付団体は東京、大阪、神奈川ですが、これは変更はないと思つております。ただ問題は、新しく合併しました市が不交付団体になつておりますけれども、ごく少額でもって不交付団体になつておる市がございます。そういうところ、今度は交付団体に移つて参るところがあるかと思ひます。額にいたしましてそういふところでは食われる額は一億ないし二億くらいではないかと予定しておりますが、これは計算してみなければわかりません。私どもの方ですぐ計算が出ないので

は、合併に伴つて算定変を法律でやることになっております。その算定変えができませんので、はっきりわかりかねますが、いろいろ當つてみますると、額としては大したことはないのじゃないか。しかし団体としては多少不交付団体が交付団体の方に移つて参ります。

○高橋進太郎君 それからもう一点、たばこの配付金の制度を一応やめたような形になっているのですが、こういう措置をとられる理由について、ちょっとお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) これは御存じの通り、四十五億というのが出ました。四十五億のうち、これは正確に申しますと、四十四億七千万円でありまして、このうち三十億というのの御存じの通り二二%をききましたときに、二二・五、こういうことに一応話ができたわけでありまして。その〇・五%分が三十億、この三十億をたばこの配付金等で補てんをするというのを去年大蔵大臣が約束したのであります。それがこゝしに入つているのであります。これはです。来年はたばこの消費税の方に入れ替つて参ります。消費税の形になつて参ります。それからあと残りの十四億七千万円と申しますものは、これはこの前の国会のときの衆議院の修正による分でありまして、衆議院の予算修正によりまして、十四億七千万円というのが出て参りました。この分もやはり来年はたばこ消費税の格好になつて、税率の引き上げになつて参ります。従つてこれは税財源の方に移つて参ります。

○高橋進太郎君 それからもう一点、大体地方財政のあれとしては三%とし

て百八十八億になる。それに対して六十億の財源措置をしたわけですが、あとのやつは、あなたの説明によつても地方の負担がそれだけ軽減されるからと、こういうのが、実際この方式で分けていくのと、それから現実に生ずる地方団体の負担、中央における公共事業費の節約による負担とは必ずしも一致しないと思うのですが、そこらこの調整はどういうふうな工合にしてやろうとしていられるのですか。

○政府委員(後藤博君) この前に申しましたように、公共事業費の不用額というものと、公共事業費に伴う地方負担の不用額というのとは府県の場合と市町村の場合と非常に違つて参ります。府県は全府県が相当額の起債を持っております。従つて公共事業を繰り延べられますれば一般財源が余るといふ計算が出て参ります。現実には余るに算のであります。ところが市町村の場合は起債をやつておるところの団体が全団体の半分くらいしかありません。従つて起債で助かる、つまり公共事業をやめることによつて助かるという助かるだけの話でありまして、一般の団体が助かるわけじゃないと。従つてこれは七億分助かるといつてもそれはちょっと説教ではないかと、こういうふうな私ども主張したのであります。従つてこの部分はやはり百六十億の中に含まれて出すべきじゃないか、つまり今度の交付金の中に入れないべき性質のものだといふので振りかへてもらつたのであります。ところが府県の場合は、これは全団体が起債をい

と通らんのであります。従つて府県の分はどうするかと申しますと、ほんとに金を余すためにはやはりとるべき起債をとつておいて、残しておいて参りして一般財源を余すという格好にもつていく、しかし団体によりましては返したいところもあるかもしれない。そういう団体は返してもよろしい、しつて返還を求めないことによつて一応本年度だけ見ますればそれは一般財源が節約されるという結果になると考えたのであります。

○加瀬完君 きよりの御説明には直接関係のないことではあります。技術的なことではありますから伺つておきたいと思ひます。それはただいま御説明の通りに、百六十億が交付されてくるわけでありまして、その財源措置としての公共事業費の八十八億の削減という問題があらわれて、これは一律には削減をしないというふうな何か代議士会か何かの自民党の申し合せもあつたように伺つておりますけれども、實際的には各関係の官庁である程度の率で削減をするというふうな方針をとらざるを得ないと思ひます。そのしわが地方団体によつてくるのじゃないか、そういういたしますと、こういうふうな単位費用などを改訂いたしましたして、一方で地方財政が何とか赤字が出ないようになつて措置を講じられながらまた一面では今度は中央で定める削減の率というものの影響によりまして、実際の予算の面で収入等に狂いを生じてくるといふふうなことがあらんじやないかといふふうな予想があるわけでございますが、こういう点自治庁としてどうなように技術的にお考えになつておられるのでしょうか。

○政府委員(後藤博君) 主として私は府県の場合にはその問題が非常に出てくるのじゃないかという気がしておるのでありますが、これは寒冷地帯と、そうでない地帯と公共事業の施行の進捗の状況が違ふのであります。従つてそういう場合に一律の打ち切りではございませぬので、そういう場合にはやはり私どもは特別交付税でもつてそれをある程度ならして行く以外に方法がないのじゃないかと、こう考えております。そういうような意味で計算上の問題もありまして、特別交付税に移しておるといふふうになっております。特別交付税のワケは百二十七億ばかりありますので、その中でやはりもう一ぺん特別交付税を調整する必要があるんじゃないかと思つております。

○委員(松岡平市君) 暫時休憩いたします。

午後零時九分休憩

午後一時三十一分開会

○委員長(松岡平市君) 委員会を再開いたします。

まず地方財政再建促進特別措置法案並びに昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案を議題といたします。

本日はこの両案につきまして、去る九日の本委員会の御決定に従ひ、参考人として地方財政確立対策協議会代表茨城県知事友末洋治君及び埼玉県議会議会議員岡田徳輔君の御出席を求めた次第であります。これより参考人の方々から御意見を伺うことにいたします。

○参考人(友末洋治君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(岡田徳輔君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(友末洋治君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(岡田徳輔君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(友末洋治君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(岡田徳輔君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(友末洋治君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(岡田徳輔君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(友末洋治君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

○参考人(岡田徳輔君) 地方六団体といたしましては、現下の地方財政の窮乏を打開いたしめるために、地方財政確立対策協議会というものを結成いたしました。地方で締るところはお互い協力して、なほ中央にお願ひ申し上げる事項は十分意見の調整をはかりましてお願いするということ、今日まで参つておられますが、この際全国知事会、全国市長会、全国町村会を代表いたしまして、目下継続審議に相なつております地方財政再建促進特別措置法案及び昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案等に関しまして意見を申し上げたいと存じます。

んがみまして、その事の変更によることに至当であることは申すまでもございませぬ。

第二は、地方不足財源の内容を、不明瞭ならしめていることとございませぬ。

本法案におきましては「地方財源を増強する」とのみございまして、給与費財源を包含するがごとき表現を用いておるのでございまして、地方制度調査会の答申におきましては、要財源措置額を「給与費を除き二百億圓程度」と確認していることにかんがみまして、本法案によりまする百六十億圓の地方財源増強に給与費関係を含めしめることは、明らかに当を得ないものと考へるのでございませぬ。さらに、給与費約三百億圓が今日まで未解決のまま放置され、今後の地方財政健全化の重要事項に属することを、政府もかねてから認められております以上、今回の措置案は「給与費を除く地方財源に対するものである」ということを明確ならしめておくべきであると考えるのでございませぬ。

なお、地方財政再建の中心をなし、多年の懸案にかかっております給与費につきましましては、政府は実態調査結果の発表の時期と、これに伴う本年度地方財政計画上の給与費総額の是正に關し、まする所償とを一刻もすみやかに表明するべきであると考えるのでございませぬ。

第三に、政府は「地方交付税の率三〇に相当する約百八十八億圓の財源措置を行う」ことを決定したのでございませぬが、その財源抽出の方法におきましては不合理、不当なものがあると考へられます。すなわち、既定経費の

節約は、公共事業費よりも消費的経費に優先的に重点を置くべきでございませぬ。また、公共事業費の節約に伴う地方負担の減少額二十八億圓は、性格上財源措置とは言ひ得ないばかりでなく、そのうち約半額程度は団体等の受益者負担となつてゐる等の実情にかんがみまして、府県市町村の負担減少額は十四億圓程度に過ぎないのでございませぬ。この十四億圓程度のものにつきましましては、政府の誤算に基づく節約不可能額であるにもかかわらず、これが未措置のままになつておるのでございませぬ。

し、こうしてこれが所要財源約十九億圓は、既定経費の節約によつて捻出することとされておるのでございませぬが、国においては既定経費にかなりの余裕があるものと、各省ともこれが増額支給は可能の情勢にあると聞いておるのでございませぬ。

なお、年末手当増額支給に見合ひますところの国の所得税の増収額は約五十億圓内外に達するものと推定されておるのでございませぬ。

しかるに地方予算におきましては、赤字解消の要請に迫られまして、年度当初より徹底的な切り詰め計上をいたしておきましても、機構、人員の整理縮小、昇給期間の延伸、これも四月以降やつておきましても、七月以降におきましては三十四県に達しておるのでございませぬ。さらに夏期手当の分割支給、三等旅費の支給、宿直手当のおおむね三分の二程度引き下げ、超勤手当の大幅な引き下げ、または全廃、これは国は超勤手当がちゃんと六〇組んでおられまして、これが従来通り何ら手がつけれないで六〇になつておると思ひます。が、ほとんど大多数の府県におきましては、この超勤手当は切り捨てて、現在支給してないといふのが多くの県の実情でございませぬ。その他一般行政費の限度をこえた緊縮を強行しつつあるでございませぬ。さらに機構、人員の整理縮小をやりますれば、当該年度といたしましては、退職手当その他臨時経費の増大等によりまして、一般経費におきましてはむしろ増加する趨勢にあるでございませぬ。さうな

実情にあるでございませぬが、年度の終り近くになりました今日におきましては、国と異なり、ほとんど節約財源は枯渇しておりますのが実情でございませぬ。

しかし地方公務員の中には、御承知の通り国家公務員が一体となつて勤務しておるのでございませぬ。たとえば警察関係におきましては、警視正以上の警察幹部、職業安定、失業保険、陸運事務所関係職員、これらにつきましましては、二五カ月分が明確に支給されておるのでございませぬ。なお国の委託職員につきましましては当然増額されることと思つておきましても、しかし従来例によりまするといふと、これらもなかなか手当がされないで、それは地方でとにかくかぶらなければならぬということが従来の実情で、これらの点につきましましては非常な不安を持つておるのでございませぬ。これら国の職員と地方の職員が同じ屋根の下に机を並べて勤務いたしておきましても、両者の間に不公平な取扱ひをいたしますことは、實際問題としてでき得ることではございませぬので、地方の当事者としていたしましては、非常な苦境に目下立たされておるのでございませぬ。

政府は、資金繰り上止むを得ない地方団体につきましましては「短期資金の融通を行うことがある」と、この方法によつてこの問題を解決されんとしておるのでございませぬが、この年末におきまします短期融資は、従来例によりまするといふと、非常な困難に伴うのでございませぬ。昨年も短期融資を見てやるからというので、各府県それぞれ大蔵省に申請をいたしたのでございませぬが、なかなかお認めを願へませんで、わずか数県だけしか認められな

かつたという実情でございませぬ。かりに本年は融通を受けたいたしまして、二カ月、三カ月もいたしますれば、直ちにこれを償還しなければならませぬ。償還いたしますといふと、それだけは赤字が出る結果と相なるのでございませぬ。このことは単年度赤字を出さないということが地方財政再建の基本原則であることに照らしまして、絶対に回避すべきものと考へるのでございませぬ。よつて政府は地方の実情を再検討されまして、通常国会において、年末手当二五カ月増額に要しますところの地方財源措置を講ずる旨の言明をすみやかにこの臨時国会においてなさるべきが至当であると思へておるのでございませぬ。

以上をもちまして、西法案についての意見の陳述を終ります。

○委員長(松岡平市君) 次に藤町議會議長岡田徳輔君から御意見を伺ふことにいたします。

○参考人(岡田徳輔君) 地方財政再建促進特別措置法案並びに昭和三十年年度の地方財政に関する特別措置法案について、私どもの考へたところを率直に申し上げたいと思ひます。

これは従来再々皆様方にもいろいろとお願い申し上げておきまして、従つて今日これから申し上げることも重複することと存じますが、しばらくお聞き取りをいたさたいと思ひます。ことに再建促進法案につきましましては衆議院の修正等もございませぬが、私はここでは政府原案について申し上げるというつもりでおりますので、従来申し上げたことと重複があるといふことを御了承いただきたいと存じます。

地方財政再建促進特別措置法案につ
きましては、私もといたしましても
一日も早くこれが成立することを希望
しておるのでございます。ただ政府原
案によりましますと、地方財政の再建を
急ぐばかりに、いろいろ地方自治体に
対する国の干渉があまりに強過ぎると
いう感があるのでございます。たとえ
ば長と議会との関係におきましても、
財政再建に関する重要案件について
は、長と議会との意思が対立した場合
に、再議に付し、なお議会側が反対の議
決をいたしました場合には、長は当該
議決を不信任の議決と見なすというこ
とになっております。これは幾ら再
建整備のためと申しながら、議会に
対する長の権限をあまりに強くし過ぎ
ておる。かえって長と議会との間に対
立を激化するものではないかと、こう
考えるのでございます。

また地方自治法の規定を排除して、
議長や、委員会の長の申し出がなくとも、
一方的に再建団体が議会や、町の
議員の兼職を認めようとするのは、
議会や委員会の自主性をそこなうもの
だと考えるのでございます。私も町
村議会では、むしろ地方自治法の第百
三十八条第二項を改正して、事務局を
置くべきことを主張しているのござい
まして、これはどういたしまして
も、私も町村議会といたしましては、
専ら事務局を持たなければ、こ
とに町村におきましては、すべての議
会人としての活動に支障があると、こ
う考えるのでございまして、事務局を
置くことを主張しているのございま
すが、これが逆に事務局員を兼任せ
られていいというのを法制化するよ
うなことは、たとえそれが地方財政再

建期間中といえども賛成したいとこ
ろでございます。このような意味で、
われわれは政府原案に反対して参った
のでございまして。すなわち財政再建特
別措置は、ぜひ講じていただきたいの
でございますが、そのために地方自
治体の自発的再建の意欲を妨げた
り、地方自治の円満な育成、発展に危
惧の念を抱かしめ、あるいは赤字発生
の原因が、あげて地方の放漫政策にあ
るものとしてこれを取り扱うとき再
建措置のやり方は、私もといたしま
しては賛成しがたいところでございま
す。衆議院では、われわれの要望を相
当程度お認めいただきまして修正がさ
れたようでございますが、まだまだ
私もといたしましては、必ずしも満
足とは考えておらないのでございま
す。たとえば、自治庁長官が、再建計
画に変更を加えるとか、あるいは再建
計画の変更を命ずるとかいうような強
い監督権の行使は、文字の上では一応
削除されておるようでございますが
が、当該財政再建計画に必要な条件を
つける、「再建計画の変更を求めるこ
とができる。」のでありまして、これは
言葉としてはまことにやわらかくなっ
ておるのでございますが、この条件に従
わなかったりあるいはまた正当な理由
なく求めに應じなかったというよう
なことをもって、そういう場合にはや
り利子の補給が停止されることになる
のでありまして、金を借りた以上、あ
る程度の条件は必要でございましてよ
うけれども、やはりその条件には限度が
あるべきだと存じます。繰り返して申
し上げますれば、地方自治の自主性を
はなはだしくそなうような拘束は避

けるように法案の整理を希望する次第
でございます。

次に、この法案は、当初二十八年度ま
での赤字を対象として提出されたもの
でございますが、現在では二十九年度
の赤字をも加えて約七百億と見込まれ
ておりますので、とりあえず少くとも
その半額の三百億以上を対象として
いただくことはもちろんでございます
が、起債を別ワケとして全額を政府
資金をもって充当せられるようにお願
い申し上げる次第でございます。これ
は地方六団体が一致してお願い申し上
げる切なる要望であることをこの際申
し添えておきたいと思っております。

これを要するに、結論といたしまし
ては、本法案は今まで申し上げました
私どもの要望を十分に御考慮の上、一
日もすみやかに成立せられんことを切
望してやまないものでございます。

次に、昭和三十年度の地方財政に関
する特別措置法案について申し述べた
と思っております。議会側、特に町村議会
を代表して申し上げたいと存じます
が、昭和三十年度の地方財政に関する
措置につきましては、過去における、
ただいま申し上げた赤字七百億の問題
とともに、地方自治にとって最も焦眉
の重大な問題でございます。私も
地方六団体が結束して先般大会を開い
て政府や国会の皆様方をお願い申し
たよう次第でございます。また、地方
制度調査会の答申もわれわれの要望と
ほぼ同様の答申を行なっておるところ
でございます。また、今度の臨時国会
召集は差し迫った三十年度の地方財政
対策のためであるというふうにも伺っ
ておりますし、各政党におかれまし
ても三十年度の地方財政対策としては

地方交付税率の引き上げをもって対処
するといふふうなふうに伺っておるの
でございます。しかるに今回国会に提
案せられた対策は、交付税の引き上げ
そのものではなくて、特別会計が百八
十八億円の借り入れをして、これを交
付税の配分と同様の方法で配分する
というわけで、変則的な方式を用いた
というのは、どうも私も私どもには納得が
いりかねるのでございます。

第一に政府は地方制度調査会の答申
を尊重すると言いつながら、なぜ交付税
率及びたばこ消費税の引き上げによる
という筋を通さなかつたのでございま
しょうか。昭和三十年度の地方財政措
置は赤字そのものに対する措置ではな
くて、年度当初の地方財政計画で実行
不可能な百四十九億円の節約を一方的
に地方に押しつけてある関係もありま
して、このままではいけば、今までは黒
字を誇った地方自治体もいかに健全
財政のために努力をしても赤字団体に
転落する可能性が大いなので、このよ
うな健全財政のために努力しつつある
地方団体が赤字にならないような財政
措置をする必要があると思つたのでござ
います。そのためには交付団体と非交
付団体、赤字団体と黒字団体の別なく
財源措置を講ずべきでありまして、それ
には地方交付税率及びたばこ消費税率
の引き上げをもって措置すべきである
というものが私も地方六団体の真の要
求であり、地方制度調査会の答申もま
たこの趣旨でなされたものと存するの
でございます。しかるにあえてこれを
臨時措置として、結果において同じで
あるとしても、なぜわれわれの要望す
るような交付税の引き上げという筋を
通さないか、これは全く私どもとい

しますれば了解に苦しむという次第で
ございます。

第二に今回の財源の大半を公共事業
費の削減によっておるようでございます
するが、どうもこの点が私どもにはよく
わからないのでございまして。政府の説
明というものを伺いますと、今年度
は予算の成立がおくれたために、この
ままでも来年度に繰り越し工事となる
分が八十八億円程度であると推定され
ると言っておられます。しかしこれらの
公共事業は単なる政府の一方的な推定
でございまして、その内容ははっきり
しておらないのでございまして。従つて
八十八億円に該当する事業はもう打ち
切つてしまふのだからか、あるいは来
年度に繰り越すものもはつきりいたし
ておりません。従つて私も地方といた
しましては、たとえ今までは未着手であ
るとしても、なお今後実施する計画を
もって進む場合に、国は来年度もなお
これを再び増額してくれぬのか、どう
か、そこがはなはだ不明瞭で、しかも
重大な問題を残しておるものと考えら
れるのでございます。そこで私もと
いたしましては、繰り延べるべき公共
事業の内容はどうかというようなこと
をはつきりさせること、そうしてこれ
らの事業は来年度に繰り越すだけであ
るのか、あるいは打ち切つてしまふの
であるかというような点をはつきりさ
せていただきたいと思つたのでござい
ます。それから第三には、給与につ
いては全然触れてないようでございます
。どういふことでございましょうか。国家
公務員のベースとの差額がどのくらい
あるか、調査の結果によらなければな
らないのでございまして、これに
対する財源措置がどう取り扱われるか

はつきりしておりません。しかもこの取り扱いこそ地方財政の赤字の最大の原因でございますので、三十年度の財源措置としてこの問題について何らかの案が必要と思われるので、これに触れておくことを希望いたしますのでございます。

最後に年末手当の問題でございますが、国家公務員について〇・二五カ月分を人事院の勧告通り支給する以上、地方公務員についても右にならう必要があることはもちろんでございます。国が国家公務員についてきめる以上、地方公務員についても財源措置を講ずる必要があることは当然でございます。今回の昭和三十年度の地方財政措置が右の年末手当の支給分を含んでおられないことは初めから明瞭でありまして、しかも百八十九億圓は昭和三十年度所要財源としてぎりぎりのものであるという点にかんがみまして、年末手当に必要な財源五十八億圓は国において補てんすべきであると考えるのでございます。われわれは国ではしておらないところの昇給のストップや人員整理を現にしておるのでございまして、また世論のきびしい批判をも浴びて自衛についても極力これを実行しておるところでございます。地方財政の節約、歳入の確保においても努力を怠っておらないつもりでございます。昭和三十年度の地方財政の措置については、われわれの要望に従って交付税及びたばこの消費税引き上げによって措置せられんことをお願いしてやまない次第でございます。

両法案に対する私の率直な考え方を申し上げた次第でございます。

○委員長(松岡平市君) それでは両参考人の御陳述に対して御質疑のある方は順次御質疑を願います。

○石村幸作君 友末参考人にちよつとお伺いしますが、口述の趣旨はよくわかつておるんですけれども、この中で給与費、今回の三十年度の不足財源措置、これに対して給与費の財源をも包含してあるんじゃないかというふうなことは意見、懸念があるようですが、しかし私はそういうふうに思わないんだけれども、そういう事実懸念がありますか。

○参考人(友末洋治君) この特別法案の第一条を見ますと、「地方財政の現況にかんがみ、地方財源を増強することにより」とかように実は表現されております。で、「地方財源」と単にありまする以上は、一般的にこの地方財源を増強されて、その中にあたかも給与関係も含んでおるのではないかと思われような表現を用いられているというふうな心配があるわけでございます。そこで今回のこの特別措置法案のねらっておられますところは、地方制度調査会の答申にもございまして、給与に、給与費を除く所要財源の特別措置、手当であるというふうに私どもは了解せざるを得ないのであります。そういういたしますという、できますれば「給与費を除く地方財源を増強することにより」というふうにはつきりなご明示できなかったかというふうに実は思ふものでございます。

○石村幸作君 それに関連して鈴木次長にちよつとお伺いしますが、私はこの問題は給与費は別だ、こんなふうに考へております。本会議で御質問した場合の自治庁長官そのほかの政府委員の

御答弁から見てもそういうふうに思っておりますが、鈴木次長どういうふうにお考えですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回の昭和三十年度の地方財政に関する特別措置法案の基礎をなしますものは、過般提出をいたしまして御審議を願つております地方財政計画でございます。この地方財政計画の修正をいたしました点は、今御心配のございましたような給与費を除いて修正をいたしました。消費的経費が約八十億、投資的経費が約八十億でございますが、そのうちの消費的経費の方の八十億とござい

ますのは、恩給費とか旅費とか物件費とか庁費というふうなものを見ておるのでございまして、給与の関係のものは一切財政計画上まだ見込んでおりません。従つて今回の法律案の冒頭の字句は一般的に書いてございすけれども、そこまでわざわざ法律の中に書き込むことはあるまいというところで、財政計画の関係をあらわしたわけばかりで、この点、こういふわけでございます。

○石村幸作君 その点はわかりました。が、もう一つ友末参考人にお伺いいたしますが、この年末手当の増額〇・二五カ月に対して、いろいろここに意見述べられて、これはごもつとも思いますが、もしも政府が財源措置を早くしなかつたり、またしてもこれが満足でなかつたような場合がかりにあらつたとしたならば、地方自治体はこの増額分を、もうすぐ目前に迫つていゝのだから、支給するんですか、これはどういふことになるんですか。

○参考人(友末洋治君) 今の段階といひましては、あくまでも政府におきまして今後財源措置をするという旨の一つぜひ言明をいただきたい。その言明に基づいて地方団体といたしましてはそれぞれ措置を講じていくという方向で進んでおられます。もし地方財源措置を講じられそうにないという場合には、私どもとしてどうするかという相談によつてきめることに実は相なつておるわけでございます。

○石村幸作君 それからもう一つ。友末参考人の意見だと、公共事業費の節約に伴う地方負担の減少額二十八億圓、これがいろいろなここに理由を申されて十四億程度のものだ、まあそこに政府の考えと大きな食い違いがある、こういうわけでございますね。自治庁、この点ちよつと説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまのお話の点でございすが、政府といたしましては、先般の地方制度調査会の答申の線に沿つて今回地方財政の全体の財源補てんをしよう、こういふこととでございまして、地方制度調査会では大体三割程度引き上げというふうな考え方が中心で答申が出ておつたと思ひるのでございすが、現実的に三割を引き上げるのとおおむね同様な趣旨の効果が達成できれば、それで今日の国全体の財政状況とも勘案いたしまして、やむを得ないのではないかと。もちろん理想を申しますならば、交付税そのものを三割引き上げて措置をするというのが最も望ましいことではございすが、今回は特に自然増収を見込むというふうなことがなかなか困難な情勢でございまして、従つて一般の経費の節約、あるいは公

共事業費の不用額等を考えざるを得なかつたわけでございますが、そういう見地から申しまして、財源措置を積極的にいたしますにもどうしても限界がございまして、百六十億以上の積極的な財源付与の措置ができなかつたわけでございます。しかしながら公共事業費の不用額が年々生じますので、それを財源に今回は見込んだわけでございます。その関係で地方におきましても同様の考え方の方で二十八億の負担の減少は生ずるわけでございます。それは消極的なものでございすが、積極的な百六十億の財源措置と消極的な二十八億の財源措置と相待ちまして、全体としてはおおむね交付税引き上げ三割程度の実効を確保できるのではないかと、こういふのが政府の考え方でございます。

○石村幸作君 これはちよつと自治庁にあつて聞けばよかつたのですけれども、それはわかつていますけれども、つまり二十八億と政府は見ている。しかし友末参考人の意見だと、その半額は受益者負担だ、こう主張している、この点についてどういふ見解……。

○政府委員(鈴木俊一君) 受益者負担という言葉がよく私もわかりませんが、今の二十八億の内訳を申しますと、結局十四億が起債の部分でございまして、十四億が事業を執行しないことによつて生ずるところの一般の財源の注ぎ込みの減少する分でございます。おそろくここで受益者負担と申しておられますのは、そういう一般財源の注ぎ込みが十四億減つてくるということを見込んでおるのは無理じゃない

かと、こういうようなあるいは意味ではないかと思ひますが、これは苦しいところに事業も本来やれなかつたかもしれないので、不用額を立てたからといって特別にそれだけ財源が浮いてくるといふ見方をするのは無理ではないか、こゝろからいふと御議論かと思ひますが、しかしもし事業をやつたならばそれだけさらに一般財源を注ぎ込まなければならなかつたわけではございませうから、事業をやらないことによつてそれだけ浮いてくるわけでは、まあ一応理屈の上では出てくるわけではございませう。また事業という事業を執行するように考へておりました団体におきましては、それだけ浮いてくるわけではございませうから、その点を見込むのも理論上も実際上も、積極的ではありませうが、とにかく消極的に意味はあつることだといふに考へておりました。

○石村幸作君 友末参考人にもう一言聞きますが、それではあなたのおつしやる受益者負担という意味をもう少し説明して下さい。

○参考人(友末洋治君) 御承知のように地方の公共事業費の財源の負担区分につきましては、一部は国庫補助で参ります。一部は府県、市町村の負担に相なります。一般財源の繰り足しでございませう。それから一部は土地改良区その他の団体の負担を願つておるわけではございませう。かように三色の方法によつて財源をかき集めて公共事業というものが実施されておるわけではございませう。そこで国は八十八億円の補助を少くされる。それに伴ひまする地方負担といふものが二十八億といふふうに見られておるんじゃないかと思ひます。

が、そゝういたしまするといふと、まるまるこの二十八億といふものが府県、市町村の負担減少とはならないと思ひます。大体大ざつぱな見当でございませうが、半分程度は府県、市町村の負担減少となり、半分程度は団体その他の受益者の方面の負担減少となる、かように実は考へまするので、まるまる二十八億が府県、市町村の負担減少になればそれだけ消極的な財源措置になつたといふふうには考へられないことではないのであります。まるまるなりとせん以上は、そこに穴があくといふことに実は私はなると、かように考へておるのであります。

○政府委員(後藤博君) ちょっと申し上げますが、農業関係の負担の場合にどういふ計算をするかという問題がございませう。事実上おつしやいますようになことを府県ではやつておられるのであります。が、われわれの計算の場合には、負担金といふのは、地方団体が負担する、府県が負担する割合といふのは法律で定まつておるわけではございませう、非常に少いのであります。事実上はおつしやるようになると思ひますが、負担の計算のとき、負担が軽減されるという計算のときには、農業改良関係の経費といふものは非常に少い負担額の節約になる、こゝろに計算になつておるから、ちよつとここで見ますと半分くらい入つておるというお話であります。そんなことはないかと私は思つておる。計算上はそんなに出すべきものではないのであります。事実上はおつしやるようなことになつておる。

○参考人(友末洋治君) これは事業別にこまかく計算しなければ出て参らな

いのでございませうが、八十八億の国庫補助を直轄事業でどれだけ節約するの。あるいは建設省関係でこれだけ、あるいは農林省関係でこれだけといふふうにはつきり線が出て参りますれば、こまかく計算するのであります。が、大ざつぱに考へましてこゝろに程度のものではなからうかといふふうには、概略的に実は出してみただけでございませう。ところがさういふになりますれば、公共事業を一律に節約するといふことになるわけではあります。そゝうなれば地方に示してくれないだらうと思ひます。ところが一律の節約はやらないのだといふふうには自由民主党の議員総会で実は政府と御折衝になりました。線が出たわけではございませう。そこで節約が行われなくて不用額といふふうに変つておるようではあります。不用額となつておれば、国の直轄事業について幾ら不用額が出るのかわかりませんが、それは地方の負担関係においては影響のないところではあります。地方だけでつと考へてみますと、国が現在までに各府県、市町村に内示されておる公共事業を、今の段階において不用額がこれだけあるという数字は出つていないのであります。おそらく不用額は地方からはないといふことになりませう。結局二十八億まるまるが負担減少にはならないで、それだけ赤字が出るといふことに結論がなるようではございませう。

○政府委員(鈴木俊一君) ただいまの点は十四億の中に、今後農政部長から説明をいたしましたような、少額ではございませうが、とにかく組合等に受益者負担としてかけておきますものを含んでおきますならば、その部分だけ

は確かに友末知事の言われる通りになるのであります。ただいまの十四億という計算の中にはさういふ組合側の負担軽減になるものは含めないで、府県、市町村の負担軽減の分を十四億と計算をいたしておりますので、これはちよつと別問題になつてくるわけではございませう。

○加瀬亮君 友末知事さんにお伺いをいたします。順序不同に申し上げまして恐縮であります。第一点として御指摘になりました地方財政計画に非常に算定漏れがあるのではないかと、地方団体の側といたしましては、本年度の地方財政計画は非常に算定漏れの多い、当然改訂されなければならないものである、従つて正しい地方財政計画によるならば交付税率の引き上げが当然行われなければならない、こゝろに考へてお考へになつておられると了解してよろしうございませう。

○参考人(友末洋治君) ただいまの御質問のございました通りでございませう。地方制度調査会の答申にもございまして、財源措置をしなければならぬといふので政府が講じてない項目を一々一から五項目まで実は出されてるんです。さういふ意味におきまして、地方財政計画そのものに当初から算定漏れがあつたといふことに実は考へておるわけではあります。

○加瀬亮君 政府側にお尋ねをいたしますが、自治庁といたしましては地方財政計画は確かに正しくなかつた、あるいはさうでなく地方財政計画に對してはこゝろに理解を持つてゐるんだ、いずれでもよろしうございませう。地方財政計画に對する現在の自治庁のお考へ、それから参考人の御指摘

のうちに、この地方財政計画が変更されるならば、当然交付税率が変えられるべきであるのに、この際交付税率の変更もしないで便宜の方法をとつたのはどういふお立場によつてこゝろに方法をおとりになられたのか、それが交付税率を變へることよりもはるかに目的を達しておるんだといふ御主張が当然あると思ひますが、その自治庁側のお立場をお話しいただきたい。

○政府委員(鈴木俊一君) 地方財政計画が実であるかどうかという点につきましては、私どもも今年当初の地方財政計画は相当無理なものを見込んでおつたといふことを、これを明らかに認めておりました。その故に今回特別の措置を願ふことにしたわけではあります。百四十億余りの節約額と申しますのは、国の節約よりも、要するに国並みの節約よりもつとつと節約を、たとえば旅費、物件費等について考へて参つたわけではございまして、これはいかにしても無理であるといふのが今回の実は特別措置に相なつたわけではあります。根本的には三十一年度において地方財政計画を極力さらに実際に即するようには是正をいたしたいと考へておりました。

第二点の、今回どうして地方交付税の引き上げをやらぬのか、このような暫定便法式なことをやるのか、その方がもつと合理的であるゆゑを説明せよといふお話でございませうが、これは別に合理的とか何と申しますよりも、年度のこゝろまで進行して参りました今日の段階におきまして、特別の財源措置をいたしたいといたして、先ほど来申し上げましたように、今回は、た

はこの専売益金の減収等も相当ございまして、税の自然増加もある程度はございしますが、それらをにらみ合せますとなかなか積極的に収入の増を予算上見込むことが困難でございまして、さりとて赤字公債を出すというような建前も好ましくありませんので、国の一般経費の節約、あるいは公共事業費の不用額をたてるといふようなことで財源捻出を苦慮いたしたわけでございます。そういう国の全体の立場から申しまして、三十一年度から根本的に地方財政の問題も立て直す、それまでの、従って今回は暫定的な措置であるから三十年度限りの一応の措置としていくのだから、こういう交付税率の引き上げというような根本的な改正案でなくともやむを得ないんだ、こういう考え方であります。問題は要するに三十一年度以降において根本的に解決しよう、こういう考え方であります。

○政府委員(鈴木俊一君) 仰せの通りでございます。

○加瀬完君 今までの御説明の過程において、私どもの了解しておりましたのは、三十一年度根本的な解決が残るといたしまして、三十年度の赤字——単年度の赤字はこの際この処置によって給与費を除いては解消して参りたいと、このように了解しておったのであります。そういたしまして、このたびの措置というものが少くとも給与費は別ワクとかりにしても三十年度の赤字問題は一応これまで処理ができてという対策が十二分に打ち立てられた内容のものでなければならぬと思ふのです。しかし参考人のいろいろ御陳述の中にもありましたように、まだい、あるいは私どもは点百六十億といふ、あるいは地方分を入れて百八十八億といふ問題がたゞさん残つてくるのではないかと思ふのです。その点一つ、もう一つは一番の赤字の原因は何といつても給与費だと思ふ。給与費といふものを全然別ワクにしてしまつて赤字の処理をするといつてもこれは赤字の処理にはならない、赤字の二分の一をも埋めた処置にもならないといふふうにも極端に言へば言い得るのではないか。そこで給与費の実態調査を進めておたわけでございますが、この実態調査の結論というものを早く出してかりに臨時の措置であつても本年度の単年度としての赤字解消の給与費の分までも対象として考えられなかつたか、これを、給与費を別ワクにしてしまつたのか、こういう点にまだ疑念が残るのでこの点もあわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回の措置によつて今年度単年度限りの赤字は発生せしめないだけの十二分の措置といふようなお話でございましたが、そこまで、十二分だとも私どもはこれはいかに何でも申し上げかねますので、今日御指摘のように給与費につきましては交付団体の約二百七十億というものが今まで大体自治庁の計算で出て参つておたつた数でございますが、一方においてそれだけのものをかかえておるわけでございますので、今回の措置によりますれば特殊のこの団体は除きまして一般的に単年度の赤字は生じないであらう、また生じないよう指導して参りたい、こういうのが私どもの根本的な考え方でありまして、それから給与費の關係でございますが、これはお話のように調査結果が早く出て参りますれば今回の措置の中にこの点も盛り込んで考察の対象にできたのであります。遺憾ながらこれは内閣統計局におきまして集計事務を鋭意やつたのでありますけれども、どうして今回の措置までの間には集計を完了することができませんでした。ただいまのところでは明日にはお目にかけることができるかと思つておりますが、それが出来たところで政府としては三十一年度の問題としてこの問題の解決に一つできるだけの最善を尽して参りたいというふうに考えております。

○加瀬完君 次の点を参考人の方と自治庁の方と両者にお伺いをいたしたいのであります。それは参考人の方が第二に御指摘になりました地方不足財源の内容のとり方でありまして、これは参考資料の御提出を先般私もお願い申

し上げておたのであります。自治庁の次長さんの御説明によりまして、この交付税率の率三〇〇に見合ふべき百八十八億によりましておおむね交付税を上げたと同様な効果が上ると、こういう御想定でこういう措置をやるということでございますが、初め自治庁が地方制度調査会の二百億程度というものを分析いたしまして、これは二百三十八億であつて交付税率の引き上げにすれば三・八一に当るといふ御発表をたしかなされたとは私は承つておるものであります。で、二百三十八億という御認定であつたものが百八十八億、正しく国の財源措置をされるものは百六十億、こうなつて参りますれば不足財源の内容といふものが初め自治庁の御発表になつたのと、今度措置された額といふものは違つておると思はれるのであります。この点知事さん、あるいは議長さんは地方制度調査会の二百億程度といふものは、どういふふう

に了解されておられますか。それから今後のいゝゆる政府から出る出るのは百六十億であります。これは一体地方制度調査会の答申された、給与費を除いた他の赤字対策の要財源措置額として適当だと思はれておられるのか、この点を参考人の方からまず承わりたい。それからさつき述べました計画外のものについて自治庁の側の御説明をいただきたいのであります。

○政府委員(後藤博君) 二百三十八億の要求を私どもしたのであります。御存じの通りきょうも申し上げました

論されたのであります。見方が二つございまして、一つは現実の予算、財政計画の上でいろいろ節約させたりなんかいたしまして、ひずんでいる分を直していくという考え方が一つでありまして、一つは間接の測定の方法で、二五〇をきめる前後及びまたその後のいろいろな事情によつて二五〇にはね返るといふ、要素といふものを見落したものでないか、こういう見方、この二つの、財政計画とそれから交付税の算定上の見方が二つあるものであります。調査会におきましては、後者の方の交付税の算定上の問題をとりまして、給与を除いて二百億といふことになつたのであります。で、その数字を基礎にいたしまして、二百三十八億といふ数字を私ども出して参りました。しかしこの中の数字で調査会におきまして議論のある数字があるのであります。これは必ずしも私どもと同じ考え方ではなくて、たとえば国税三税の減収による減額補てん分といふものを七十二億われわれは考えております。この七十二億のうち、酒の税の自然増収分とわれわれが承知しているものが入つておられます。しかしこれは大蔵省は増税分である、こういう主張をし、それから調査会の中の方でも一種の増税ではないかといふ議論もございまして、けれども、そういうものを引きますと三十九億から四十億になつて参ります。さらに議論になりました公債費の

是正の分の八十二億といふのがございしますけれども、公債費の是正分八十二億と申しますのは、この上げた数は二十九年度と三十年度の公債費の差額であります。公債償還費の差額であります。この八十二億といふものが、果し

たは、税の自然増加もある程度はございしますが、それらをにらみ合せますとなかなか積極的に収入の増を予算上見込むことが困難でございまして、さりとて赤字公債を出すというような建前も好ましくありませんので、国の一般経費の節約、あるいは公共事業費の不用額をたてるといふようなことで財源捻出を苦慮いたしたわけでございます。そういう国の全体の立場から申しまして、三十一年度から根本的に地方財政の問題も立て直す、それまでの、従って今回は暫定的な措置であるから三十年度限りの一応の措置としていくのだから、こういう交付税率の引き上げというような根本的な改正案でなくともやむを得ないんだ、こういう考え方であります。問題は要するに三十一年度以降において根本的に解決しよう、こういう考え方であります。

○加瀬完君 次長さんのお話によりまして、今回は財源捻出をいろいろ苦慮した結果この方法を便宜とつたのであつて、根本的な解決は三十一年度待つ、こういうことであります。待たしますならば、たとえば百六十億といふ、あるいは百八十八億といふこの額をもつては埋まつて参らない。また赤字のいろいろな問題があつて残るかもしれない。そういう残された問題は、当然これは三十一年度において政府は責任をもつて解決するんだ、その第一段階としての年度の途中でもありますから便宜な方法としてこれはとつたのであつて、根本の問題の解決は三十一年度でやる、こう了解してよろしいんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 仰せの通りでございます。

○加瀬完君 今までの御説明の過程において、私どもの了解しておりましたのは、三十一年度根本的な解決が残るといたしまして、三十年度の赤字——単年度の赤字はこの際この処置によって給与費を除いては解消して参りたいと、このように了解しておったのであります。そういたしまして、このたびの措置というものが少くとも給与費は別ワクとかりにしても三十年度の赤字問題は一応これまで処理ができてという対策が十二分に打ち立てられた内容のものでなければならぬと思ふのです。しかし参考人のいろいろ御陳述の中にもありましたように、まだい、あるいは私どもは点百六十億といふ、あるいは地方分を入れて百八十八億といふ問題がたゞさん残つてくるのではないかと思ふのです。その点一つ、もう一つは一番の赤字の原因は何といつても給与費だと思ふ。給与費といふものを全然別ワクにしてしまつて赤字の処理をするといつてもこれは赤字の処理にはならない、赤字の二分の一をも埋めた処置にもならないといふふうにも極端に言へば言い得るのではないか。そこで給与費の実態調査を進めておたわけでございますが、この実態調査の結論というものを早く出してかりに臨時の措置であつても本年度の単年度としての赤字解消の給与費の分までも対象として考えられなかつたか、これを、給与費を別ワクにしてしまつたのか、こういう点にまだ疑念が残るのでこの点もあわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回の措置によつて今年度単年度限りの赤字は発生せしめないだけの十二分の措置といふようなお話でございましたが、そこまで、十二分だとも私どもはこれはいかに何でも申し上げかねますので、今日御指摘のように給与費につきましては交付団体の約二百七十億というものが今まで大体自治庁の計算で出て参つておたつた数でございますが、一方においてそれだけのものをかかえておるわけでございますので、今回の措置によりますれば特殊のこの団体は除きまして一般的に単年度の赤字は生じないであらう、また生じないよう指導して参りたい、こういうのが私どもの根本的な考え方でありまして、それから給与費の關係でございますが、これはお話のように調査結果が早く出て参りますれば今回の措置の中にこの点も盛り込んで考察の対象にできたのであります。遺憾ながらこれは内閣統計局におきまして集計事務を鋭意やつたのでありますけれども、どうして今回の措置までの間には集計を完了することができませんでした。ただいまのところでは明日にはお目にかけることができるかと思つておりますが、それが出来たところで政府としては三十一年度の問題としてこの問題の解決に一つできるだけの最善を尽して参りたいというふうに考えております。

○加瀬完君 次長さんのお話によりまして、今回は財源捻出をいろいろ苦慮した結果この方法を便宜とつたのであつて、根本的な解決は三十一年度待つ、こういうことであります。待たしますならば、たとえば百六十億といふ、あるいは百八十八億といふこの額をもつては埋まつて参らない。また赤字のいろいろな問題があつて残るかもしれない。そういう残された問題は、当然これは三十一年度において政府は責任をもつて解決するんだ、その第一段階としての年度の途中でもありますから便宜な方法としてこれはとつたのであつて、根本の問題の解決は三十一年度でやる、こう了解してよろしいんですか。

○政府委員(鈴木俊一君) 仰せの通りでございます。

○加瀬完君 今までの御説明の過程において、私どもの了解しておりましたのは、三十一年度根本的な解決が残るといたしまして、三十年度の赤字——単年度の赤字はこの際この処置によって給与費を除いては解消して参りたいと、このように了解しておったのであります。そういたしまして、このたびの措置というものが少くとも給与費は別ワクとかりにしても三十年度の赤字問題は一応これまで処理ができてという対策が十二分に打ち立てられた内容のものでなければならぬと思ふのです。しかし参考人のいろいろ御陳述の中にもありましたように、まだい、あるいは私どもは点百六十億といふ、あるいは地方分を入れて百八十八億といふ問題がたゞさん残つてくるのではないかと思ふのです。その点一つ、もう一つは一番の赤字の原因は何といつても給与費だと思ふ。給与費といふものを全然別ワクにしてしまつて赤字の処理をするといつてもこれは赤字の処理にはならない、赤字の二分の一をも埋めた処置にもならないといふふうにも極端に言へば言い得るのではないか。そこで給与費の実態調査を進めておたわけでございますが、この実態調査の結論というものを早く出してかりに臨時の措置であつても本年度の単年度としての赤字解消の給与費の分までも対象として考えられなかつたか、これを、給与費を別ワクにしてしまつたのか、こういう点にまだ疑念が残るのでこの点もあわせて御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(鈴木俊一君) 今回の措置によつて今年度単年度限りの赤字は発生せしめないだけの十二分の措置といふようなお話でございましたが、そこまで、十二分だとも私どもはこれはいかに何でも申し上げかねますので、今日御指摘のように給与費につきましては交付団体の約二百七十億というものが今まで大体自治庁の計算で出て参つておたつた数でございますが、一方においてそれだけのものをかかえておるわけでございますので、今回の措置によりますれば特殊のこの団体は除きまして一般的に単年度の赤字は生じないであらう、また生じないよう指導して参りたい、こういうのが私どもの根本的な考え方でありまして、それから給与費の關係でございますが、これはお話のように調査結果が早く出て参りますれば今回の措置の中にこの点も盛り込んで考察の対象にできたのであります。遺憾ながらこれは内閣統計局におきまして集計事務を鋭意やつたのでありますけれども、どうして今回の措置までの間には集計を完了することができませんでした。ただいまのところでは明日にはお目にかけることができるかと思つておりますが、それが出来たところで政府としては三十一年度の問題としてこの問題の解決に一つできるだけの最善を尽して参りたいというふうに考えております。

○加瀬完君 次長さんのお話によりまして、今回は財源捻出をいろいろ苦慮した結果この方法を便宜とつたのであつて、根本的な解決は三十一年度待つ、こういうことであります。待たしますならば、たとえば百六十億といふ、あるいは百八十八億といふこの額をもつては埋まつて参らない。また赤字のいろいろな問題があつて残るかもしれない。そういう残された問題は、当然これは三十一年度において政府は責任をもつて解決するんだ、その第一段階としての年度の途中でもありますから便宜な方法としてこれはとつたのであつて、根本の問題の解決は三十一年度でやる、こう了解してよろしいんですか。

て税率に影響すべき数字であるかどうか、このうちある幾分かはね返してもいいが、金額はね返すのはどうかという意見もあります。この御意見もごもつともな点もございませう。この数字もほとんど当てになりません。それから恩給費の三十五億というのがございませう。これもわれわれは現実の義務費でありますから出してもらいたいという

ありますが、その場合三%くらいの額が妥当であるという考え方が、かつて国会の方でも自由党の方々が持つておられたのでございませう。そういう数字もございませうので、いろいろ検討いたしました結果、三%に当る百八十八億を財源措置、こゝういふ建前に立つて今回の補正が行われたのであります。

○松澤兼人君 閣下質問。今友末さんのおっしゃった二百億、百八十八億という数字は、友末さん自身でするか、あるいは六団体ですか、補正を要する金額というものをおっしゃったですね、六十何億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

が、これにつきましては、先ほど来意見を申し上げましたように、まるまる地方に出ますところの赤字になるということでございませうので、少くともこの百六十億は百八十八億に、国会において修正されるべきものである、かように実は考えておるのでございませう。

○松澤兼人君 閣下質問。今友末さんのおっしゃった二百億、百八十八億という数字は、友末さん自身でするか、あるいは六団体ですか、補正を要する金額というものをおっしゃったですね、六十何億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

○松澤兼人君 六十億……。

そこでこのやり方を変えられました以上は、そのやり方に即応するように数字を改められなければならない。そういたしましたところ、交付団体において六十億とプラスされたわけばならぬという結論が出ておるわけでございます。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

たのであります。除外されたものを中心にして議論をして二百億という数字を出したのであります。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

○松澤兼人君 後藤君どうなんですか。

はないか、これが知事のおっしゃった主張なんです。全体としてはそういうものがあるが計算方法として、今までの財政計画の立て方というものが、毎年既定規模というものを想定して、その後にその増減だけを必要の増減とそれから収入の増減だけを差し引き計算して参った。従って収入がふえ、あるいは必要が増減するために、基礎になった既定財政規模そのものが変わっていくのであります。その変わっていくところの計算がずつと財政計画を立ててから今日まで約四年近くの間に落されておったわけであります。それを本年直したわけであります。その直し方がまだ不十分であると、このおっしゃるわけです。それは給与費の問題が解決して経費別の計算をやり直せばおのずから出てくる数字であります。

○松澤兼人君 そろしますと六十二億というものはやはり給与費の問題は別にはずしたわけでございませうか。

○説明員(柴田護君) 友末知事さんのおっしゃるのには給与費の問題ははずして六十二億とおっしゃったわけでございませうが、その計算につきましてはまた疑問がある、さような因子があることは確かでございます。

○松澤兼人君 そろしますと理論的に言いますとはずしてあるわけですね。

○説明員(柴田護君) 知事さんのおっしゃるのには給与費の問題、現在の財政計画の給与費に対しての語だろうと思ひます。

○松澤兼人君 そろしますと理論的に言つてまあある時期をとつて一つ一つの交付団体、不交付団体というようものをまあ決算なら決算について一度

やり直さなければいかん。しかし今までも何年も積み上げてきておるからそこにいろいろと間違ひが生じて来ているし、あるいはその間違ひから生じてくる過不足というものが出てきた、こういうふうな了解してよろしうございませうか。理論的には一ぺん計算し直さなければならぬし、計算すれば、金額の点は別として、友末さんのおっしゃるようなことは一応計算し直さなければならぬ、補正しなければならぬと、こういうふうな了解してよろしうございませうか。

○説明員(柴田護君) さようでございませう。

○小幡治和君 今のこの要源措置額というのを地方制度調査会では給与費を除き二百億、さういふふうに言つた。さうして先ほどの後藤部長のお話ではまあ調査会としての約二百六十億ぐらいを算定したのがその中で議論になる点、たとえば交際費とか恩給費とかいろいろあるのだから、それらを含んだ差引きして一応二百億というところで考へて、そろして政府としてはさういふものを引くため三〇と見て百八十八億というこの財源措置をしなければならぬという結論に達した、さういふことなんですね。そろすると結局給与費を除いておる今度の財源措置については、あくまでも給与費を除いておるということこれははつきり言えるわけですね。

○政府委員(後藤博君) その通りであります。しかし現実の予算を見ておるから全額まあやはり国家公務員ベースよりも高くても出してあります。しかし現実予算を見ますと、この給与費

以外の経費が圧縮されておるわけですね。地方団体の予算を見ますと圧縮されておつて、それが赤字になる、さういふ格好になっておるのです。従つて給与費の方をそのまゝにしておいて、それしてどのくらい赤字が総括的に大算計算で出ていくかという問題にからんでおるわけでありませう。しかし従来

のあれから申しますと、大体百八十八億程度のものを措置すれば、大体本年度の赤字は総括して百五十億と二百億の間のくらいであらうかと思ひますが、大体赤字を出さないでやつて来ておる都市としては大体この程度でいいのではないかとさういふので措置したわけでありませう。

○小幡治和君 友末さんにお伺ひしたいのですが、知事会議あたりで今財源が足りない、財源が足りないからたとへば職員なり教職員なりの昇給停止といふものをやつておるところが非常に多い。しかしこれはある程度の財源がくればこれは昇給停止を解除しようといふような傾向になっておると私は見ておるのですが、もしここに今百八十八億の財源措置を政府が今回行なつた、そろするとそれで財源が来たといふことになる、各知事としては必然にさういふ昇給停止を解除するとかいふような、いわゆる給与費関係のものにこの財源というものが相当の額注入されるというふうな思われるのですが、その点の事情というものはどういふふうになっておるか、どういふふうな想定されておるか。

○参考人(友末洋治君) 給与費の問題につきましましては、御承知のように実態調査が行われております。それで、私どもといたしましては、その結果の公

表を一日もすみやかにやつてもらいたいという要望を強くいたしておるのではありません。そこで実態調査の結果が各府県別に出来たときめいめいの県の給与の実態がどうなつておるかといふことが判明すると思ひます。すなわち国家公務員の水準に大体あつたのか、あるいはまた上回つておるか、あるいはまた下回つておるかといふのがはつきりすると思ひます。で、これがはつきりいたしましたら、今後におきますところの給与に対する措置、方針というものが各府県ではつきりするわけでありませう。ところが今は給与実態が公表されておりませんで、とにかくいすれの県もむりやりに

赤字解消のために昇給の延伸といふものを強行しておるので、国家公務員の水準よりも非常に高い所は、これは当然の行き方だといふふうに私は思ひます。国家公務員の水準並みの所、及びそれを下回る県におきましては、かような給与の延伸をやりますことは不当であるといふふうに私は思ひます。そこで、今後この給与の実態調査の結果が各府県別に出来たならば、延伸をさらに継続しなければならぬところ、やはり適当にやるだらうと思ひますし、また延伸をいたしておられますことが現実には、不合理であるか、あるいはまた、さかのぼつて昇給を実施するといふ県も出てくるかも知れませう。そこで今回のこの百八十八億の措置がとられて、各府県にお金が交付されました場合に、各府県は一体どうするか。という見通しの問題でございませうが、もし給与実態調査がはつきり出ますと、それぞれ各府県

の給与実態に即応してこれを取り扱ひだらう。すなわち不当に延伸をしておる所は延伸を取りやめるといふこともこれはあり得ると思ひます。さうでない、国家公務員の水準を上回つておるような所は、なお延伸を続けるとか、あるいは給与の調整方法といふものも新たに考へなければならぬのじやなからうか。実はさういふ考へておるのであります。

○小幡治和君 そろすると、この給与費を除くといふこと言つてあるのだから、政府としては、いすれこの給与費についてはまた実態調査の結果、総体のワクとしてある程度考へてやらにやならぬといふ場合には考へることになると思ひます。さうすると、それを考へることになる前に、今の給与費を除いた財源によつて、各府県といふものは実態の調査が大体ついたとすれば、それぞれこれ財源にして措置することになるのかどうか。

○参考人(友末洋治君) 給与の実態調査の結果が出ますと、各府県別の区分といふものもはつきりするだらうし、また政府が措置しなければならぬ額といふものもはつきりすると思ひます。それは当然政府において今後措置されるべきである。おそろくさうなことに思ひます。さういふ際におきましては、たとえば三百億のうち何がしは財政計画的に満たない分だから、今後国において適当に措置するといふことは当然つきますとてくる問題でありませうから、今後の政府の措置に対して不当に延伸しているような所は取り下げるといふようなこともこれは当然だと、かように考へておるので

の給与実態に即応してこれを取り扱ひだらう。すなわち不当に延伸をしておる所は延伸を取りやめるといふこともこれはあり得ると思ひます。さうでない、国家公務員の水準を上回つておるような所は、なお延伸を続けるとか、あるいは給与の調整方法といふものも新たに考へなければならぬのじやなからうか。実はさういふ考へておるのであります。

倍以上にも昇給断限を延伸をしておき、というののもこれはやはり客観的なデータが出てくれば別でありますが、今日のところはそれまでなかなか抑えて、さらに昇給については一切認めないのだということは、これはなかなか今日の情勢としてはむずかしいだろうと思えます。で、そういう場合の判断の基準として先ほど来論議のございかにように、給与実態調査をすみやかに公表いたしましたし、それが今の各地方留本の手合次第である、これが改訂調査の必

針の給と財政策をいかに財政の相対的な
 善というよりなことに對するめぐになり
 指針になるということが必要だと田中
 いいます。給与実態調査が判明いたし
 すれば、おそらく今のような問題につ
 きましても相当はつきりとした果なり
 市町村としての方針が立つてございま
 しょうし、そういう方針のもとに今回
 のこの財源措置も合理的に使用され
 ということが一番望ましいと思うので
 あります。

各位に御注意申し上げますが、参考委員、松岡平市長、大へん時間が長時間にわたつておりますので、相なるべくはもつぱら参考に対する質問に集中していただきまして、適当な時間に参考人の御退席願つて政府への質問をしたいと考えております。質問の關係上やむを得ななものもありましようが、相なるべくはもつぱら参考人に対する質問を願ひたいと思ひます。

○小幡治和君 結論だけ申し上げ
す。今自治庁並びに知事代表からの
答えですが、私の心配するのは、大
省としてはよく今度の、要するに三
年度の赤字解消の問題にしても、個
の地方自治団体の赤字の実際の実情

いうものを十分見て査定をして処置してやろうということ、非常に強く大蔵省は言っている。それは私は今お聞きしますと、自治庁としても知事の代表としても、こういう財源をもらえば、あるいはこれが給与費を除くと書いてあっても給与費に使うかも知れないというところで、財源さへ与えてやればこれはいろいろなことに使われていて、要するに政府が予定したものに使われない。そうしてしかるべく、要するにしかるべく地方団体というものはやつていくべきものなんだというよりな印象というところ、今までの地方団体が、赤字解消を政府に要求して思うようにならなかったという重大原因があると思う。もし今度のこの措置によって、各地方庁というものが、ぶつ込みの財源措置であるからということ、給与費の方に相当部分これを使つていくということになれば、今度は給与の実態調査の出たあとの財源をどうするかという問題になったときに、大蔵省の財源である程度うまくいっているのじゃないかというふうなことになる、非常にその間財源のワクとしての論議の上において困ることになりはせんか。そういうところ、今までのガンをあつたのじゃないか。自治庁と府県市町村と大蔵省というものの考え方に根本的にそういう違いがあつたのじゃないか。私はそういう点を心配いたしますので、今度の財源措置というもののについてはあくまでも給与費を除く以上はそういう点を、その除いた給与費において新らしくさらに実態を調査して新らしい財源を組むとい

うところまで、しっかりとした態度をもつていただかないと次の段階において困るというように思ふのです。その点だけ御注意申し上げておきます。お答えを要りません。

○加瀬完君 委員長の御注意もありますのであと二つだけ参考人の方に伺いたいと思ひます。しかしあとの一つは、自治庁の長官が見えておりますので、やはりちよつと答えていただかなければならないかと思ひますので、委員長のお許しがあつたら長官にもお答えいただきたいと思います。

前の一つは、百六十億というのは結局国から措置される総額でございますが、これで給与費を除いた他の赤字の問題の処理というものが可能であると考へられるか。不足だとすればどの程度不足だというふうな地方団体の方ではお考へになられるか。あとの一つは、年末手当の問題が参考人の方からいろいろ御説明があつたわけでありまして、結局プラスされる〇・二五というものは節約分でまかなうわけでございますけれども、御説明のように地方団体では相当切り詰めてゐる。これは自治庁自身国以上の節約を地方にはしているというふうな御証言もあつたわけでありまして、この中でプラスされる〇・二五というものを新らしく節約の形で生み出すことができるか。もし財源が非常に困難であるという場合には国家公務員と違つた階段をつけ、一・五に満たないところで年末手当を出して済ませられる。義務的経費といつてもいいような、年末手当は一つの給与費の違つた形でもありますから、どうしても出すとすればどういう財源というものを、地方としてはお考

えになつておられるか、こういう点であります。委員長のお許しがさきに言つたようにいただけるならば、自治庁自体が地方にこれ以上の節約をもうしていることはできないと認定していながら、地方公務員だけプラスされる〇・二五の財源措置というものを国が考へてやらないかというものであつて、一体地方がやれるという御認定なのかどうなのか。その点もぜひお許しをいただいて、自治庁長官の御答弁をもうおせせていただきたいと思います。

○委員長(松岡平市君) 先に友末参考人から。

○参考人(友末洋治君) 実質上の百六十億で、地方がさらに不足する給与費を除く財源いかにという御質問でございますが、少くとも二十八億は当然措置されるべき額でございますので、これが措置されなければ赤字になるといふふうに考へます。さらにそれ以上の赤字がどれだけ出るかという問題でございますが、これにつきましても各県に交付されました額を見てもなればはつきり出ない問題ではなからうかと、しかし県によりましてはなお一億二億というものが不足するという県も現実にあるようであります。総計して幾らになるかという問題があるかと思ひますが、これらにつきましても極力各地方団体ににおきまして過年度赤字を出さないという方向で措置せざるを得ない、かように実は考へておるのでございます。これは給与費を除きでございます。

かと、例外の団体は多少あるかと思ひますが、まずほとんど枯渇しておるのが実情じゃなからうかと、かように実は考へておるわけでございます。そこで〇・二五をさらに引き下げてたとえは〇・一くらいに繰り上げてやるのかどうかという御質問でございますが、私もさういふ御質問では、さういふに国家公務員と地方公務員というものが今日の段階において差別いたしますことはこれは實際上できることではない。そこでぜひとも一つこの所要財源でございますが、大体三十三億くらいになるかと思ひますが、これらのものは何らかの方法で今後措置される保証を与えていただきた。特に国といたしましての所得税の増収は先ほど申し上げますように五十億も今後出てくるのでありますから、この五十億のうち三十三、四億のものが今後措置できないという理由というものが納得できない、かように実は考へておるのでございます。

○國務大臣(木田正孝君) 今回の年末手当の措置につきましてはすでに御案内の通りでございますが、結局国の手当に對するやり方を右にならえと申しますか地方にもやつていくと、私どもといたしましては地方団体がかくのごとき措置に出ることを期待しております。この財源といたしましては始末をすると申しますか、やりくりをすると申しますか、国の方でやつていくと、これはまた右へならえでございます。なるべく節約をしてその道を得ていただきたいと、しかし困難な場合におきましては現実の資金措置として短期融資をしていくと、こういう三段の方法になつておるのでございます。で、もち

ろん、いかなる方にもいくにしても、地方としてはことしはこの百六十億四及び二十八億四の問題とからんだ百八十八億というものは、地方が節約をしていくならば赤字がふえないと、こういう建前になつております。その上にお節約するというところでございしますから困難な地方がいろいろあるかと思ひます。しかしここでどれだけの財源措置をするということも政府としては必ずかしこいこととございしますので、いずれは百六十億の問題も補正予算で年度内に措置しなければならず、結局補正予算を出さなければならぬことになると思ひます。そのときにこれを解決したいところ私は考へてゐます。もしできない場合におきましては、三十一年度予算の場合におきましてこれを措置したいと、これ以上今のところとしては政府としてやるべき方法もないのでございます。

結局は人事院の勧告を受けるという線に沿ひまして国と地方とを考へていくことは承知しておりますが、できるだけの節約をしていただきたい。いよいよ実際に困つた場合に短期融資をする、その実際の措置はどうするか。こういうことになりましたと補正予算の場合に考へる、あるいはそれができない場合には三十一年度予算のときにこれを措置したい、そのために私は一生懸命力を尽したいと思ひます。

○加瀬完君 自治庁長官に、重ねて委員長からお許しをいただいて質問をしたいのでありますが、それは参考人の陳述にも関係のあることでございしますので、伺いたいのでありまして、それは、自治庁長官としては国家公務員同

ろん、いかなる方にもいくにしても、地方としてはことしはこの百六十億四及び二十八億四の問題とからんだ百八十八億というものは、地方が節約をしていくならば赤字がふえないと、こういう建前になつております。その上にお節約するというところでございしますから困難な地方がいろいろあるかと思ひます。しかしここでどれだけの財源措置をするということも政府としては必ずかしこいこととございしますので、いずれは百六十億の問題も補正予算で年度内に措置しなければならず、結局補正予算を出さなければならぬことになると思ひます。そのときにこれを解決したいところ私は考へてゐます。もしできない場合におきましては、三十一年度予算の場合におきましてこれを措置したいと、これ以上今のところとしては政府としてやるべき方法もないのでございます。

様この際年末手当を一・五地方公務員にやるのが至当だとお考えになつておられるか。

その次に短期融資をするというけれども、参考人のお話によりますと、今まで短期融資がほとんど認められておらなかった面が多いと、このたびは地方団体から出願する場合は政府は責任をもつて短期融資してくれるのかという点が第二点。

最後には、三十一年度の地方財政に関する措置によりまして、この短期融資の問題もあわせて何らかの、地方に負担のかからないいわゆる赤字の原因とならないような財源措置を考へてくれるという点の三つ。

○国務大臣(太田正孝) 第一の国と地方をそれぞれいかに。もちろん公平の原則と申しますか、国の官吏と地方の公務員との間に公平を得ていきたいと思ひます。もちろんこれは私の方から命令する問題じゃございませんで、私が先ほど期待ということをして申し上げましたのは、自治体の自治の精神を考へまして申し上げた次第で、同様にいくべきものと存じ上げます。

第二の今までの短期融資というものがよく行われなかったというお言葉で、私は実はよく知りませんけれども、私としては十分援助いたしましてお取り次ぎをいたしまして、その目的を達するようにはいたしたいと思ひます。

第三点としてのその場合の三十一年度にかつた問題はどうか。やっぱり三十一年度のときに考へるべき問題と存じ上げます。私としては十分努力したいと思ひます。

○政府委員(後藤博君) 短期融資の問題について補足いたしますが、友末さんのお話では、昨年全然だれも出したけれども考へてくれなかったというお話であります。実は私もどが期待した運りには要求がなかったものであります。要求がない上に額が非常に少なくて、そしてその額を含めた起債前借短期融資を私も考へたつもりでおります。それが非常に少い、県で申しますと一千万円内外が最高くらいであります。これは方々の財源資金をかき集めてやつたのであります。本年度は資金も豊富でございます。従つて短期融資の点については、今年は昨年のようなことはないと考へております。今起債前借の財源資金で二百四十億を突破するだろうと考へております。この額だけで昨年の額と同じくらいであります。それからそのほかにも百億程度のものが、この年末までに、これは短期融資ではなくて国庫金給金の形で特別会計に入つたものが出て参ります。

従つてそれだけプラスになつて参りますので、ちよつとここ数年このくらい資金のある年はないのであります。従つて、その上に短期融資を二十億とか三十億なり用意しようという大蔵省のお気持ちもあるようでありますが、私どもは資金の問題は大してないと思ひます。ただ少数の団体で十五億、二十億も貸してこれという団体がございまして、そういうところだけはいろいろ問題がありまして、短期融資が思ひ通りに出ないかも知れません。しかし全体を見まして短期融資にはそれよりは十分問題はないと考へております。

○委員長(松岡平市君) 今の点につきまして、本年度に短期融資の資金が豊富であることは別といたしまして、先ほど友末参考人の御陳述では、昨年度に要求したのがなかなか大蔵省は応じなかつた、こういう御発言があつたものであります。ところが今、後藤財政部長のお話では、いやいや地方公共団体が要求しないんだ、要求してもよくわからぬ金だつた、こういう点で参考人の御陳述と大へん違ふようでございまして、参考人に何か御意見があらうかと思ひます。

○参考人(友末洋治君) 昨年の暮にも全国知事会と政府、特に大蔵大臣、自治庁長官といふいろいろの問題についてお話をいたしましたのであります。最終的な結論といたしましては、結局短期融資という問題に落ちついたものであります。その含みといたしましては、財源措置にかかわる短期融資の含みで私も引き下つたわけでございまして、従つて各府県といたしましてはプラス・アルファ、去年は一人一千万でございまして、それに相当するものを特別のワケといたしまして大蔵省に短期融資の申請をいたしましたのであります。ところがいろいろものは認められるわけにはいかない。単純なる短期融資、そういういたしますと、ある程度の資金は各府県持つております。持たなければ一月から直ちに困るのでありますから、そこでそれに藉口されましてだめだといふことに実は相なりまして、わずかに数県だつたと思ひますが認められたのでございまして。希望がなかつたのではないのであります。財源措置にかかわる特別の短期融資の含みで去年は解決したつもりでございまして、その線に沿つてお願い申し上げましたところ、すべてこれ拒絶せられて残念ながら敗北をいたしましたような結果に相なつてゐるわけであります。

(笑聲)

○政府委員(後藤博君) あまりこれだけ議論するのは實際いけなかつたと思ひますが、昨年は財源措置をするといふことは一回もありませんでした。これは短期融資によつて措置することは宿日直手当の繰り上げ支給という建前でありまして、財源措置といふものとはすぐ結びつかないものであります。従つてこれは短期融資をするその必要額をすぐ申し出てもらいたいといふこととありまして、私もそれはその通りを地方団体に申し上げたのであります。これは財源措置の含みがある御陳述されるのは、これは地方団体の側の御勝手な御陳述であらうと私は思ひます。(笑聲)

○小幡治和君 そりすると今度のこの短期融資という問題は、三十年度内に返すべき短期融資ですか。それとも今言つた三十一年度、また三十二年に返してもいいという意味の短期融資でございませうか。

○政府委員(後藤博君) 今回の短期融資というのは従来のわれわれがいう短期融資でありまして、やはり一種の、財源資金と同じように三カ月を最長としての短期の融資とこいうふうな私どもは解釈しております。従つて何らかの財源措置といふ含みはないものと私どもは考へております。

○森下政一君 非常に参考人お二人を長い時間おとどめしておつて恐縮なんです。ところが再建措置法についてどうなつても質問がないのです、今御阿

君の御意見に対して。今度の太田自治庁長官は私は地方団体に非常に同情の多い方のように思ひます。私の聞き取りが非常に甘いのかもしれませんが、ただいまの期末手当に対する問題のごときも、短期融資を大いに世話しようとおつちやつておるから、もし皆さんの方で御要求があれば滞りなく要求は満たされると思ひます。と同時にそれに対する財源措置といへども三十年度の予算補正、さらにはもしそれでいかなければ三十一年度には何とか措置してやろうといふふうな言外に強い意思を表示されているように私は響くのであります。そんなことはお前勝手に聞いておるのであつて甘過ぎるというふうなお叱りがあるかも知れぬけれども私はそれ聞いておる。そこで今度二十八、二十九年度の赤字に対する財源措置の問題ですが、これは再建措置法なんです。さつき友末さんのお話で二十八年度の赤字額といふものを対象にして二百億といふのが政府原案です。ところが二十九年度においては、これは政府は意思表示してないが、これは相当おびただしい赤字になるのだから、それらをひくくため三百億にこれを引き上げるべきだといふふうにおつちやつたように聞いたのです。が、そういうことでありますから、それが一つ。

それからもう一つは、今私が申すように、自治庁自体が大蔵みずからが非常に地方団体に同情を持った解釈をせられておると思ひます。しかも三十一年度にはどうしてもこの問題は将来赤字の出ないような地方行政に建て直していかなければならぬのだという観点に立つて、抜本的な措置をしよ

うとおっしゃっているのだから、私はこの再建措置法は参議院がこれを今通さぬという、もう一ぺん否決しておいた方がいいんじゃないか。もうわずかの間に政府は、三十一年度といえは通常の国会には抜本的措置の対策をお立てになるのだから、それにたよるこの方が賢明なんじゃないか、こう私は思うのです。それが第二番目。

第三番目には、かりにもうしんぼうができぬとおっしゃって、二十八、九年度の緊急措置として臨時措置法の成立を望まれるとしても、私はそこは非常に考えどころじゃないかと思うのは、もうそれでなくてもあなた方はずいぶん地方団体としては極限に来るまで節約に努めておいでになるに違いない。また税の負担も極限に来るおと

いうことは、これは地方住民みな国民ですから国税の負担にたえかねておる。地方税もよりのことであると思ふ。そこへこの再建措置法によつて赤字の補てん償を認められても、これはただもうわけじゃないのだから、返していかねばならぬ。それにはやはり建て直すための再建財政計画も立てなければならぬ。それには節約もな

らねばならぬ。増税もしなければならぬといふことになってくると、私は不可解をしいておるものじゃないかと思ふ。ずいぶんこの赤字問題についてその原因についての論議がやかましくなつて、國が悪いんだ、地方が悪いんだという議論がずいぶん行われましたが、考え方が悪いのは再建措置法で一方的に地方が悪いといつて地方にしわ寄せされて再建に努めなければならぬ

いような仕組みになつてゐるのじゃないかという気持ちになります。同時に國としてもやむを得ないかもしれぬけれども、この再建措置法が実施されるといふ点について再建財団に對する中央の干渉が多いと思う。そういうことは地方自治の破壊だと私は思う。だからこはしんぼうして抜本的措置にゆだねる方がよいんじゃないかと私は思ふのですが、どうですか。この三つの点について一つお二方に御意見を聞きたいのです。

○参考人(友末洋治君) 再建債の予定額は一つ三百億以上引上げるといふ方針を早く明示される必要があるとかように実は考えております。それから三十一年度からは抜本的な改革を政府もやると言つてゐるのだから、一応この再建促進特別措置法案といふものは通さぬで流しておいたかどうか、それについてどう思ふかという御質問だと思ひますが、私どもの考

えとしてはやはり二十九年度末で一応線を引いて、そうしてそこで出て参つておられます赤字といふものを解決していく。三十一年度は一つ単年度で赤字の掛ないような措置を願うといふので努力しております。三十一年度からはもちろん制度の改正をやつて将来に赤字の掛ないような保障を願ひたい、かように段階別に実は考えております。で抜本的な改革をやるやるとい

います。従来経路から見ますと、と、そり大して変つたようなこととはできないのじゃないか、事実上。(その通りだ)と呼ぶ者あり、笑)そこでさうな将来の大きな言葉に傾斜しております。いつまでたつてもしわ寄せは地方が食らうばかりでございますから、さうなことになるやうに

一つ一歩々々解決を願ひたい。さうな意味におきましてこの再建促進特別措置法案といふものはこの臨時國會でぜひ早くお通しを願つて、この線に沿つて一つ私どもも國に協力してやつていきたい。内容につきましてはおつしやるやうに地方に相当無理な点もございしますが、しかしまあ形式上からいいますと、地方に出た赤字は一応この形式上の責任は地方にあるわけでございます。原因はもろん中央に大幅にございしますが、形式上はやはり地方の責任といふふうに実はなつておりますので、國と地方といふものが一つ相協力してその二十九年度末までの赤字は一刻も早くたな上げたい。かように思つておりますので、森下さんも一つぜひお願いいたします。

○委員長(松岡平市君) それでは他に御発言もないやうでございますから、参考人に対する質疑はこれで一応終了したことにいたして御異議ございませんか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めてさうにいたします。

友末並びに岡田両参考人には、大変お忙がしい際長時間にあたりまして御意見を述べて下さつたのみならず、委員の質疑に對してまことに感謝にたえません。厚くお礼を申し上げます。本日はまことに御苦勞でございました。

それでは参考人の陳述並びにそれに対する質疑を終りましたから、引き続いて地方財政再建促進特別措置法案並びに昭和三十一年度の地方財政に関する特別措置法案を便宜一括いたしました

政府側に対する御質疑をお願いいたします。政府からは自治庁長官並びに次官、財政部長が出席いたしております。

○小林武治君 私は順次質問いたしますが、二、三主なことを伺つておきたいのは、先ほどから議論になつた今年の財政措置の百六十億圓は、單位費用の改訂の点から見て消費的経費にこれを充當しないといふことが政府當局の意向であります。この金ももし政府の期待するやうな方面に流れないで、さうして消費的経費に多く流れたというやうな事態の起つた場合には、自治庁はどういうふうな措置されるか、この点大臣から一つ。

○國務大臣(太田正孝君) 小林委員の申される通りの心配は私も持つておりますので、さういふことのないやうに善処したいと思つております。

○小林武治君 これはもう心配を持つておられることはけつこうであります。が、事實生ずるといふことをわれわれはもう予感しておるのであります。が、そのときのことをお聞きしておるので、これはないといふことはあまり断言できないのじゃないか。従つてこれについて政府當局の意向を今示されておくといふことは、この経費の今後の使用上に私は非常に参考になる。さういふふうな思ふので、もしさういふことがあつたらどうされるのか、さういふことを聞いてゐるので。

○政府委員(後藤博君) 御承知の通り交付税は一般財源でございます。従つてひもつきの財源ではございません。従つて交付税の建前からは参らぬのでこれにひもをつけるわけには参らぬのであります。従つてわれわれといたしま

してはひもはつけておりませんが、さういふ趣旨で今度は財源措置をしたのであるから、できるだけそのわれわれの趣旨を体して財源は事業費の充當におのの充ててもらいたい、さういふふうな指導をしていきたいと思つております。それ以上のことは交付税の建前からしてできないのであります。

○小林武治君 私もうさういふことはよく知つておりますが、しかしそれではいつまでたつても問題は解決しない。先ほど小林君が言われたやうに消費的経費に使つてしまつて、次の重要問題の際には新しい主張はできないのじゃないかといふことを地方団体に注意されておりますがその通りであつて、私はむしろその法規の建前からさういふことはできないことは知つております。が、たとえば次の特別交付税の際に何とか考えなければならぬとか、いろいろ方法があらうと思ふのですが、そのことはどうですか。

○政府委員(後藤博君) 先日申し上げたやうに、この財源は一応交付税の例によつて普通交付税で配ります。配りましても出入りがございまして多少われわれが考えておりましたやうなものとは違つた問題が出てくる場合もございします。従つてもう一度特別交付税でアンバランスを是正する措置を講じなければならぬと考えておりますが、その際にこのわれわれの趣旨と違つた方向に流れられておりましたら、やはり考えなければならぬと、かように考えております。

○小林武治君 私は重ねて注意を申し上げておきますが、今後この使用については自治庁當局も注意をされて、さうしてその結果については諸君のことで参

照してはひもはつけておりませんが、さういふ趣旨で今度は財源措置をしたのであるから、できるだけそのわれわれの趣旨を体して財源は事業費の充當におのの充ててもらいたい、さういふふうな指導をしていきたいと思つております。それ以上のことは交付税の建前からしてできないのであります。

○小林武治君 私もうさういふことはよく知つておりますが、しかしそれではいつまでたつても問題は解決しない。先ほど小林君が言われたやうに消費的経費に使つてしまつて、次の重要問題の際には新しい主張はできないのじゃないかといふことを地方団体に注意されておりますがその通りであつて、私はむしろその法規の建前からさういふことはできないことは知つております。が、たとえば次の特別交付税の際に何とか考えなければならぬとか、いろいろ方法があらうと思ふのですが、そのことはどうですか。

額、国の方で事業の認証をはっきりしてい
ないものが四百億ばかりございま
す。それから支払を認めていないもの
が約八十億ばかり。それから補助金は
まだ全然残っていないものが二十五億
ぐらい残っております。そのうちからし
て地方に行くべき補助金が五十数億あり
ますが、五十数億が出てくるのであり

す。しかし事業繰り越しと申しますのは、普通に申しているのは財源をくっつけたものを事業繰り越しと言うのであります。ところが地方では赤字の団体なんかを見ますと、事業を繰り越しているが財源をつけない繰り越しが多いのであります。従つて私どもは事業繰り越しという格好ではなくて、むしろ繰り延べということを申しているの

延べ、あるいは今申しましたようなこととはちょっと繰り延べはむずかしいのではありませんが、たとえば災害で申ししますと、三、五、二という建前になっております。現地では全部事業は仕越しております。従って繰り延べという概念は出てこない。それから道路の五カ年計画も、年度当初から計画的にずっとやっておりますので、こ

年度事業 いろいろなことにならなくてはなりません。来年に大きな補助金が参ります。それに起債が参り、一般財源もそれに付加してやる、こういう格好になつて、手当は来年になつてやるわけであります。従つて今まで相当進捗している事業は、ちよつと不用に立つことはむずかしいのではないか、かように考へております。

年度の予算の場合には、まだその間に、あれを私どもとしては、どこまでも自治庁の立場を主張いたしましてやめていきたい、こう思つております。また政府として、三十一年度の問題をどうするといふことは、全面的な予算方針はまだきまつておらぬのでありますから、さよう御了承を願いたいと思ひます。

○小林武治君 教職員に対する十二億円でありませうか、これは年度内に措置されませうか。

○政府委員(後藤博君) これは国の補正予算にかかっております。従つて補正予算ではつきり載せれば必ず年度内にくるかと思ひますが、御承知の通り義務教育の国庫負担金は、一応当初に予算に出しまして、そしてこれは精算をいたしまして、精算分不足のある場合には翌年度で出すという形をとつております。従つて翌年度の精算払いになることもあり得ると考えております。

○小林武治君 今の問題は、期末手当の問題も当然その年度末前にどれだけ出してということはある。これははつきり数字が出るんだからして、普通にいけば年度内補正予算と同時に措置すべきものである、こういうふうに思ひますし、それから他の一般の地方公務員のための期末手当の問題であります、これは三十一年度ということになれば、ほかにもいろいろの問題が起きてくるからして、ほとんどその中に没入してしまふというふうに考えられますが、その点はどうか。

○政府委員(後藤博君) 御説の通りであります、私どもは、どうしてもこの補正予算のときに片づけるべきであるその約束を願ひたいということを申し上げております。三十一年度の問題になりますと、わけのわからぬことになる可能性があると私も思つております。

○委員長(松岡平市君) ちょっとお諮りいたしますが、なお、質疑の途中でございますが、先ほどお諮りいたしましたように、公職選挙法の一部を改正する法律案が、衆議院で審議が結了いたしましたので、こちらへ送付いたして参りました。ただいまの両法案に対する質疑は一応ここで留保いたしておきまして、公職選挙法の一部を改正する法律案を議題に供したいと思ひますが、よろしくございませうか。

○委員長(松岡平市君) それではただいま御同意を得ましたから、公職選挙法の一部を改正する法律案、内閣提出衆議院送付案を議題に供します。まず、政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(早川崇君) ただいま本委員会に付託されました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案の理由と内容の概略を簡単に御説明申し上げます。

なお、本改正案は、ただいま衆議院を通過いたしましたのであります。中央選挙管理会は、参議院全国選出議員の選挙に関する事務及びこれに関する政治資金規正法関係の事務、最高裁判所裁判官の国民審査事務並びに選挙に関する啓発、周知等の事務を所掌するため設けられたものであります。

右の管理会は、国会の指名に基いて、内閣総理大臣の任命する五人の委員によつて構成されておられまして、また、委員と同数の予備委員が、委員と同様の方法によつて選ばれることになってゐるのであります。しかしして国会の指名に際しては、右管理会の持つ職務の内容、本質にかんがみまして、政党制限の規定が特に設けられ、同一の政党その他の団体に属する者が、二人以上となつてはならないものとされております。しかしながら、最近における政党

の合同等の事情にかんがみると、現行法の政党制限に関する規定は、必ずしも政界の実情に即するものとは考えられないので、今回この規定に改正を加へることとしたのであります。すなわち、政党制限に関する関係規定について、同一政党及びその他の団体に属する者は、これを二人まで認めるようにいたしましたのであります。

なお、現在中央選挙管理会の委員は、すでに昭和三十年八月三十日にその任期が満了しておりますので、ただいま提案いたしました改正法律案の成立とともに新委員の御指名をお願いいたしたいと考えております。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことをお願いいたす次第であります。

○委員長(松岡平市君) これより質疑に入ります。

御質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。御質疑ございませうか……質疑は終局したものと認めてこれより討論採決に入りたいと存じますが、御異議ございませうか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見のおありの方はそれぞれ賛否を明らかにしてお述べを願ひます。……別に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませうか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより本案の採決を行います。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより本案の採決を行います。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより本案の採決を行います。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより本案の採決を行います。

公職選挙法の一部を改正する法律案全部を議題に供します。本案を衆議院送付の原案通り可決することに賛成の方の挙手を願ひます。

○委員長(松岡平市君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお本院規則第四十四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ございませうか。

○委員長(松岡平市君) 御異議ないと存じます。

それから報告書には多数意見者の署名を附することになっておりますので、本案を可とされた方は、全部であります、順次御署名を願ひます。

多数意見者署名
伊能 芳雄 石村 幸作
小幡 治和 斎藤 昇
佐野 廣 森下 政一
小林 武治 加瀬 完
岸 良一 館 哲二
鈴木 一

○委員長(松岡平市君) 速記をとめて下さい。

○委員長(松岡平市君) 速記を始めたい。ただいま署名漏れはございませんか。……ないものと認めます。それでは本日はこれにて散会いたします。午後四時七分散会